

盛岡市障がい者基本計画

令和 7 年度～令和 11 年度

令和 7 年 3 月
盛 岡 市

本市における障がい者福祉施策については、平成26年3月に策定した「盛岡市障がい者福祉計画」に基づき、基幹相談支援センターの設置や子ども発達相談所の開設、医療的ケア児等コーディネーターの配置などにより、総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、国においては、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されるなど、障がいのある方の社会参加を促進する法整備が進められてきました。更に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務付けられるなど、障がいのある方の権利擁護と、共生社会の実現に向けた取組が強化されております。

このような障がい者福祉を取り巻く環境の変化や本市における現状と課題を踏まえ、令和7年度を始期とする5か年の障がい者施策の基本的方向性を取りまとめた「盛岡市障がい者基本計画」を策定しました。

保健福祉分野の上位計画である地域福祉計画の基本理念「みんながつながり互いに認め支え合う やさしさにあふれるまち」のもと、「障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現」を基本目標に、住み慣れた地域で、安心して、支え合いながら自立した生活を送ることができる地域社会を目指し、更なる障がい者施策の充実に向けて、取組を進めてまいります。

今後、本計画の推進に当たり、障がい者福祉に携わる方はもとより、市民の皆様と力を合わせ取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員、盛岡市自立支援協議会委員をはじめとした関係機関、団体の皆様と、アンケート調査やパブリックコメントに御協力いただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月

盛岡市長 内 館 茂

目 次

第1章 総論

| | | |
|-----|--------------------|----|
| I | 盛岡市障がい者基本計画策定の趣旨 | 1 |
| II | 盛岡市障がい者基本計画策定の位置付け | 2 |
| III | 計画期間 | 3 |
| IV | 計画の基本目標及び基本方針 | 4 |
| 1 | 基本目標 | 4 |
| 2 | 基本方針 | 4 |
| 3 | 施策推進の体系 | 7 |
| V | 障がい者施策の現状 | 8 |
| 1 | 障がいのある人を取り巻く動向 | 8 |
| 2 | 障がいのある人の状況 | 11 |
| VI | 計画の推進 | 20 |
| 1 | 求められる主な役割 | 20 |
| 2 | 計画の評価 | 21 |

第2章 各論

| | | |
|-----|------------------------|----|
| I | 障がいのある人への差別解消及び権利擁護の促進 | 22 |
| 1 | 差別解消の促進 | 25 |
| 2 | 障がいのある人の権利擁護の促進 | 25 |
| II | 相談支援体制の拡充 | 27 |
| 1 | 相談支援体制の拡充 | 30 |
| III | 障がい者理解の推進 | 34 |
| 1 | 周知啓発による理解の推進 | 37 |
| 2 | 福祉教育の推進 | 38 |
| IV | 保健・医療の充実 | 39 |
| 1 | 疾病の予防と早期発見 | 40 |
| 2 | 精神保健施策の推進 | 41 |
| 3 | 難病対策の推進 | 41 |
| 4 | 医療的ケア児・者への対応 | 42 |
| 5 | 障がいのある人の高齢化への対応 | 42 |

| | | |
|------|-----------------|----|
| V | 療育・教育の充実 | 44 |
| 1 | 療育の充実 | 45 |
| 2 | 教育の充実 | 46 |
| VI | 就労・経済的自立への支援の充実 | 48 |
| 1 | 就労への支援 | 50 |
| 2 | 経済的支援の充実 | 51 |
| VII | 社会参加・交流の促進 | 52 |
| 1 | 社会参加のための支援 | 54 |
| 2 | スポーツ・文化活動の促進 | 55 |
| 3 | 地域活動の推進 | 56 |
| VIII | 障がい福祉サービスの充実 | 57 |
| 1 | 障がい福祉サービスの充実 | 59 |
| 2 | 障がい児施策の充実 | 60 |
| 3 | 苦情解決への対応 | 61 |
| IX | ひとにやさしいまちづくりの推進 | 62 |
| 1 | 施設等のバリアフリーの推進 | 63 |
| 2 | 情報・読書のバリアフリーの推進 | 64 |
| 3 | 多様な主体による支援の推進 | 65 |
| X | 暮らしの安全・安心の確保 | 66 |
| 1 | 災害時の支援体制の充実 | 68 |
| 2 | 消費者被害の防止と救済 | 68 |
| 3 | 地域における居住・生活の支援 | 69 |

資料編

| | | |
|---|---------|----|
| 1 | 取組内容一覧 | 71 |
| 2 | 計画策定の経過 | 78 |

第1章 総 論

I 盛岡市障がい者基本計画策定の趣旨

市では、平成10年度から障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者計画として「盛岡市障がい者福祉計画」¹を策定しています。

前計画期間（平成27年度から令和6年度まで）においては、基幹相談支援センターの設置、子ども発達相談支援事業所の開設、医療的コーディネーターの配置など障がい者施策の充実に努めてきました。

また、令和元年度に、計画の中間見直しと中間評価を行い、更なる施策の展開を行ってきました。

この間県では、平成30年度から令和5年度まで及び令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「岩手県障がい者プラン²」を策定し施策を推進しています。また、令和6年4月には「言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例」（令和6年岩手県条例第35号、以下「岩手県手話言語条例」という。）が施行されました。

国においては、令和3年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号、以下「障害者差別解消法」という。）や令和4年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）の一部改正を行ったほか、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の規定に基づく令和5年度からの「第5次障害者基本計画」を示しました。

さらに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年法律第47号、以下「障害者文化芸術推進法」という。）が平成30年6月に、「視覚障害者等の読書環

1 障害者基本法第11条第3項において市町村に策定が義務付けられている市町村障害者計画。なお、市は、平成20年9月から新たに作成する行政文書等において障害の「害」の字をひらがな表記している。

2 障害者基本法第11条第2項の都道府県障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の都道府県障害福祉計画、児童福祉法（昭和22年法律第164号）33条の都道府県障害児福祉計画として位置付けられている計画。

境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号、以下「読み書きバリアフリー法」という。）が令和元年6月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号、以下「医療的ケア児支援法」という。）が令和3年9月に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年法律第50号、以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）が令和4年5月に、それぞれ施行されました。

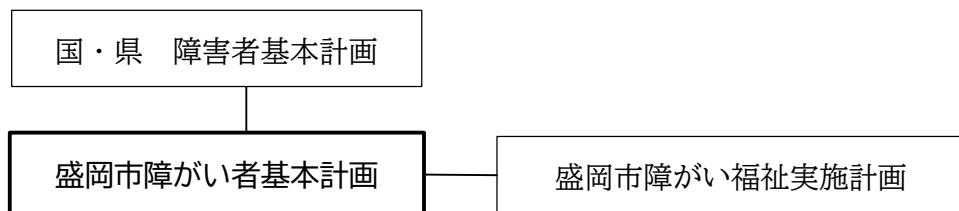
このような障がい福祉を取り巻く環境の変化や本市の障がい福祉の現状を踏まえ、これまでの「盛岡市障がい者福祉計画」に基づく取組をさらに充実、発展させ、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し、共に支え合う共生社会の実現へ向け、令和7年度を始期とする「盛岡市障がい者基本計画」を策定し、取り組んでいこうとするものです。

II 盛岡市障がい者基本計画策定の位置付け

◎ 障害者基本法等に定める位置付け

盛岡市障がい者基本計画は障害者基本法第11条第3項に基づく計画であり、障がい者施策の基本的な考え方や施策推進の方向性について定めた基本計画です。

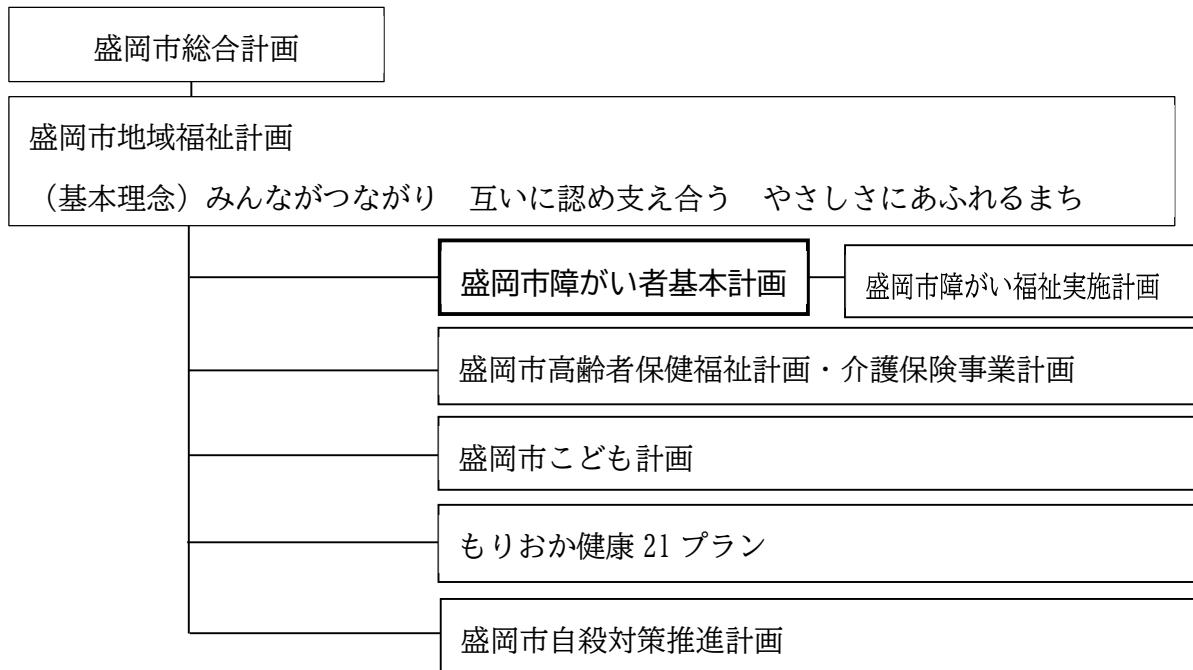
市はこれまで、障害者基本法に規定する、障がいのある人の支援施策に関する基本的な計画である「障害者計画」を「盛岡市障がい者福祉計画」として策定していました。また、障害者自立支援法（平成17年法律第123号、平成25年に障害者総合支援法に改正）に規定する、障がい福祉サービスの必要量等を見込む「障害福祉計画」を「盛岡市障がい福祉実施計画³」として策定していましたが、新たな「障害者計画」の策定に際し、「盛岡市障がい者福祉計画」から「盛岡市障がい者基本計画」に改称し、根拠法令との対応関係を明確にしようとするものです。



³ 障害者総合支援法第88条、児童福祉法第33条の20に基づく計画であり、障がい福祉サービス等の事業について、見込量確保のための具体的な数値目標を示したもの。

◎ 盛岡市の計画における位置付け

盛岡市障がい者基本計画は、盛岡市総合計画における基本構想に基づき策定される「盛岡市地域福祉計画」を上位計画とし、その基本理念と整合を図りながら、施策を推進するものです。



III 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

前計画は、10か年計画としてきましたが、障がい福祉分野における国の政策、環境や社会情勢の変化、地域課題等を適時適切に反映させるため、令和7年度を始期とする本計画は、5か年とするものです。

| | | | | | |
|------------------|---|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 盛岡市障がい者 基本計画 | 平成27年度～令和6年度 (盛岡市障がい者福祉計画) (10年間) | | | 令和7年度～令和11年度 (5年間) | |
| 盛岡市障がい福祉 実施計画 | 第4期 平成27年度～ (3年間) | 第5期 平成30年度～ (3年間) | 第6期 令和3年度～ (3年間) | 第7期 令和6年度～ (3年間) | 第8期 令和9年度～ (3年間) |

IV 計画の基本目標及び基本方針

1 基本目標

障がいのある人もない人も、 相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現

障がい者施策は、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らせる地域社会の実現を目指して講じられる必要があります。

本計画は、市の保健福祉分野の各個別計画の上位計画である「盛岡市地域福祉計画」で示す共通理念の「みんながつながり 互いに認め支え合う やさしさにあふれるまち」の下、「障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現」を基本目標とし、市、市民、地域、事業者等が取り組むための障がい者施策の方向を定めるものとします。

2 基本方針

本計画は、社会情勢、社会環境を背景とした国の法律の制定改廃、県の条例制定、本市における障がいのある人の状況や障がい者施策における現状と課題を基に、次の4つの基本方針を定め、取り組むこととします。なお、本市の障がい者施策に関する現状と課題については、各論において整理しています。

(1) 障がいのある人の権利を守り、支え合いながら暮らせる地域づくりの推進

- ◇ 障害者差別解消法や権利擁護制度の普及啓発などを通じて、障がいのある人への差別解消や合理的配慮の提供及び権利擁護の促進を図ります。
- ◇ 相談支援専門員相互のネットワーク形成を図るとともに、資質向上を支援するなど、相談支援体制の拡充に取り組みます。

- ◇ 障がい福祉に関する周知啓発や福祉教育の実施により、障がいのある人への理解を促進します。

(2) 多様な障がい特性に応じた適切な支援の実施

- ◇ 疾病の予防と早期発見、精神保健施策の推進、難病対策の推進⁴、重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者⁵への対応、障がいのある人の高齢化への対応など様々な障がい特性に応じた施策を実施します。
- ◇ 関係機関の連携により、発達障がい児⁶などへの療育⁷・教育の充実に努めます。

(3) 障がいのある人の自立と社会参加の促進

- ◇ 就業定着支援、就労継続支援などにより障がいのある人の就労を進めます。
- また、障がいのある人の賃金・工賃の上昇につながる取組や障がいのある人が活用できる医療助成や手当の周知などにより、経済的支援の充実を図ります。
- ◇ 障がいのある人の社会参加や市民との交流の促進を図るため、スポーツ大会や作品展を開催します。また、重度障がい者へのタクシー助成や移動支援、手話通訳者や要約筆記者によるコミュニケーション支援等を実施します。

(4) 障がいのある人が必要な支援を受けながら安心して暮らせる地域の実現

- ◇ 主体的に自立した生活が送れるよう、障がい特性に応じたサービス提供に向け、障がい福祉サービスの充実に取り組むとともに、利用者からの苦情の解決を図ります。また、障がい児についてはライフステージごとに切れ目のないサービスを受けることができるよう取り組みます。

4 「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）において、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものと定義されている。令和6年4月現在指定難病は341疾患。

5 医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な人のこと。

6 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害がある者であって18歳未満の者。

7 高木憲次博士が初めて用いたとされる造語であり明確な定義はないが、現在では、障がいのある児童に医療、保育・教育、訓練を通じ自立に向かって育成すること、発達支援ととらえられている。

- ◇ 公共施設や道路の改修時など機会をとらえてバリアフリー⁸化を実施します。また、必要な情報の収集や利活用ができるよう情報・読書のバリアフリーに努めます。さらに、障がいのある人が社会参加をしながら安心して生活できるよう、多様な主体による必要に応じた支援を推進します。
- ◇ 福祉避難所の増設や、避難行動要支援者名簿登録の周知・普及などにより、災害時に必要となる支援の提供体制の強化を図ります。また、日常においては、消費者トラブルや犯罪被害の予防と支援体制の強化、障がいのある人の高齢化への対応として、地域における居住・生活の支援に取り組みます。

⁸ 障がい者が社会生活をするうえで障壁となるものを除去するという意味。段差の解消など物理的障壁のほか、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

3 施策推進の体系

盛岡市障がい者基本計画（令和7年度～令和11年度）

（基本目標）障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現

（基本方針1）障がいのある人の権利を守り、支え合いながら暮らせる地域づくりの推進

（施策の推進方向）

（施策）

| | |
|--------------------------|--------------------------------|
| I 障がいのある人への差別解消及び権利擁護の促進 | 1 差別解消の促進 2 障がいのある人の権利擁護の促進 |
| II 相談支援体制の拡充 | 1 相談支援体制の拡充 |
| III 障がい者理解の推進 | 1 周知啓発による理解の推進 2 福祉教育の推進 |

（基本方針2）多様な障がい特性に応じた適切な支援の実施

IV 保健・医療の充実

- 1 疾病の予防と早期発見
- 2 精神保健施策の推進
- 3 難病対策の推進
- 4 医療的ケア児・者への対応
- 5 障がいのある人の高齢化への対応

V 療育・教育の充実

- 1 療育の充実
- 2 教育の充実

（基本方針3）障がいのある人の自立と社会参加の促進

VI 就労・経済的自立への支援の充実

- 1 就労への支援
- 2 経済的支援の充実

VII 社会参加・交流の促進

- 1 社会参加のための支援
- 2 スポーツ・文化活動の促進
- 3 地域活動の推進

（基本方針4）障がいのある人が必要な支援を受けながら安心して暮らせる地域の実現

VIII 障がい福祉サービスの充実

- 1 障がい福祉サービスの充実
- 2 障がい児施策の充実
- 3 苦情解決への対応

IX ひとにやさしいまちづくりの推進

- 1 施設等のバリアフリーの推進
- 2 情報・読書のバリアフリーの推進
- 3 多様な主体による支援の推進

X 暮らしの安全・安心の確保

- 1 災害時の支援体制の充実
- 2 消費者被害の防止と救済
- 3 地域における居住・生活の支援

V 障がい者施策の現状

1 障がいのある人を取り巻く動向

【国の動向（法整備）】

| 年月 | 内容 |
|----------|---|
| 平成18年4月 | 障がい者が住み慣れた地域において自立した生活を営みながら安心して暮らすことができるよう支援することを目的とする「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）が施行され、身体障がい、知的障がい、精神障がいごとに別々の法律に基づいて実施されてきた障がい福祉サービスが一元化されました。 |
| 平成18年12月 | 12月13日、国連総会において、障がい者の個々の人権と基本的自由を確保し、促進することを目的とする「障害者の権利に関する条約」が採択され、平成20年から発効し平成26年1月に国連において日本の条約批准が承認されました。 |
| 平成23年6月 | 障害者虐待の防止等に関する施策を促進する「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号、以下「障害者虐待防止法」という。）が制定され、平成24年10月から施行されました。 |
| 平成23年7月 | 「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義 ⁹ の見直しや障がい者の自立と社会参加に加えて、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とした改正が行われました。 |
| 平成24年6月 | 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号、以下「障害者優先調達推進法」という。）が公布され、国や県、市町村が率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう定められました。 |

9 「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされた。

| 年月 | 内容 |
|---------|---|
| 平成25年4月 | 「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に法律名称が変更となり、障がい者の範囲に難病患者等が加わったほか、障がい福祉サービスの見直しが行われました。 |
| 平成25年6月 | 精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、精神障者の医療に関する指針（大臣告示）の策定等を定めた「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和24年法律第123号）の一部を改正する法律」が公布され、平成26年4月から施行されました。 |
| 平成25年6月 | 障がいを理由とする差別の解消に関する国・地方公共団体等の責務や、差別を解消するための措置等について定めた「障害者差別解消法」が公布され、平成28年4月から施行されました。 |
| 平成25年6月 | 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号、以下「障害者雇用促進法」という。）の改正により、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）等が定められました。（平成28年4月施行。一部は平成30年4月施行。） |
| 平成28年5月 | 「障害者総合支援法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部を改正する法律」が成立し、平成30年4月（一部平成28年6月）から施行され、障がい者の望む地域生活の支援やサービスの質の確保・向上に向けた環境整備、障がい児支援の拡充等が盛り込まれました。 |
| 平成30年6月 | 文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする「障害者文化芸術推進法」が公布・施行されました。 |
| 令和元年6月 | 「障害者雇用促進法」が改正され、障がいのある人の活躍の場の拡大に関する措置が講じられることとなり、国や地方公共団体は「障害者活躍推進計画」を作成し公表することとなりました。 |

| 年月 | 内容 |
|---------|---|
| 令和元年6月 | 視覚障がいや発達障がい、肢体不自由等により読書が困難な方の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「読書バリアフリー法」が公布・施行されました。 |
| 令和3年6月 | 事業者による障がい者への合理的配慮 ¹⁰ の提供を義務付ける「障害者差別解消法の一部を改正する法律」が公布され、令和6年4月に施行されました。 |
| 令和3年6月 | 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号、以下「医療的ケア児支援法」という。）が公布、令和3年9月に施行されました。 |
| 令和4年5月 | 障がい者による情報の取得利用及び意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が公布・施行されました。 |
| 令和4年12月 | 「障害者総合支援法の一部を改正する法律」が公布、令和6年4月（一部令和5年4月）に施行されたことにより、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」についても一部改正され、精神障がい者の権利擁護や支援体制の整備について盛り込まれました。 |

【県の動向（条例制定）】

| 年月 | 内容 |
|----------|---|
| 平成22年12月 | 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」（平成22年岩手県条例第59号）が制定され、平成23年7月から施行されました。 |
| 令和6年4月 | 「岩手県手話言語条例」が施行されました。岩手県議会において、「岩手県手話言語条例の制定を求める請願」が採択されたことを受け、基本理念、県の責務、県民・事業者の役割などが盛り込まれました。 |

10 障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応すること。障がい者と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要とされている。

【前計画期間における市の主な取組】

| 年度 | 内容 |
|--------|--|
| 平成29年度 | 基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人からの相談・支援のみならず、障がい福祉事業者からの相談対応や連携調整を行うことで、障がい福祉事業者間の連携を図り、障がいのある人が地域社会で安心して暮らせるよう努めてきました。 |
| 令和2年度 | 盛岡広域圏医療的ケア連携協議会を設置し、医療的ケアの取組状況を共有することにより対応力の向上に努めたほか、市の保健・教育・福祉の各課による医療的ケア児支援庁内連携会議を立ち上げ、医療的ケア児・者への対応についての勉強会の開催や情報共有を図りました。 |
| 令和2年度 | 子ども発達相談支援事業として子ども発達相談所を開設し、障がいのある子どもや発達面で課題のある子どもに関する総合的かつ専門的な相談支援や、保育所等への訪問指導を行ってきました。 |
| 令和4年度 | 障がい福祉課に配置している手話通訳者を増員し、聴覚障がい者の支援体制の強化に努めてきました。 |
| 令和4年度 | 医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケアを必要とする子ども等が、適切な支援を受けながら地域社会において安心して生活できるよう、病院から退院する際などに、情報提供や手続調整を行うなど在宅生活を支援しています。 |
| 令和5年度 | 在宅の医療的ケア児の個別避難計画の策定及び避難訓練の実施について支援しました。 |

2 障がいのある人の状況

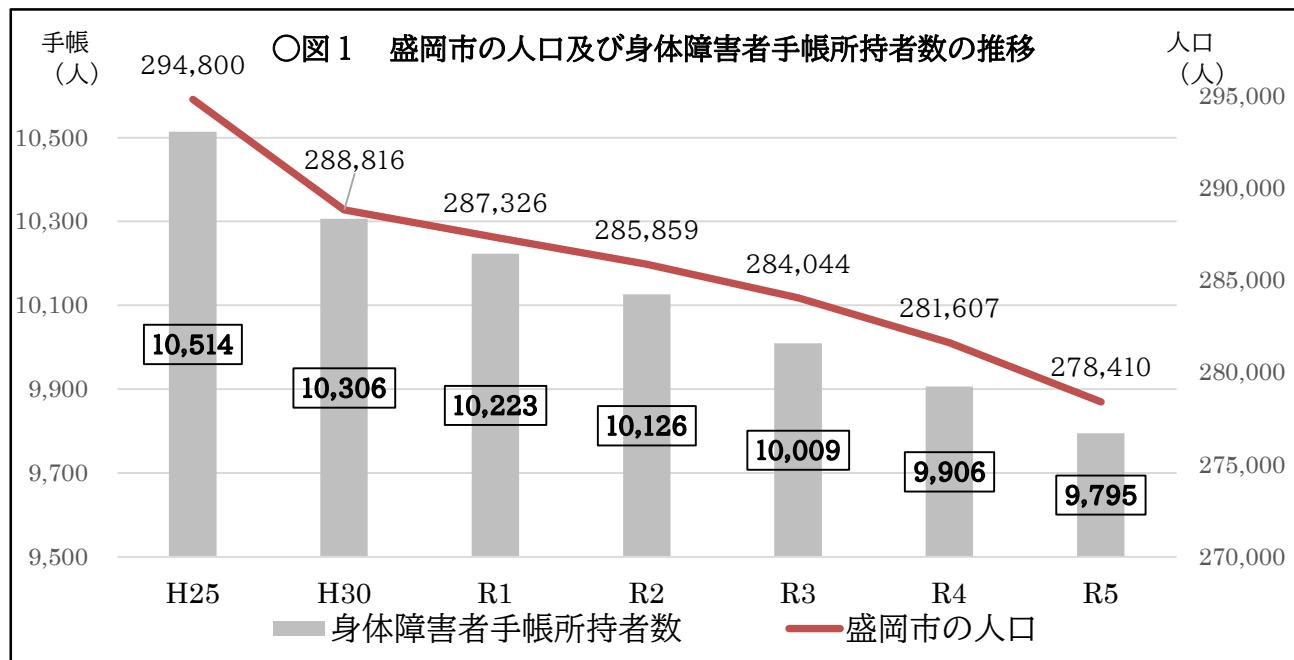
(1) 身体障がい者

ア 身体障がい者の数

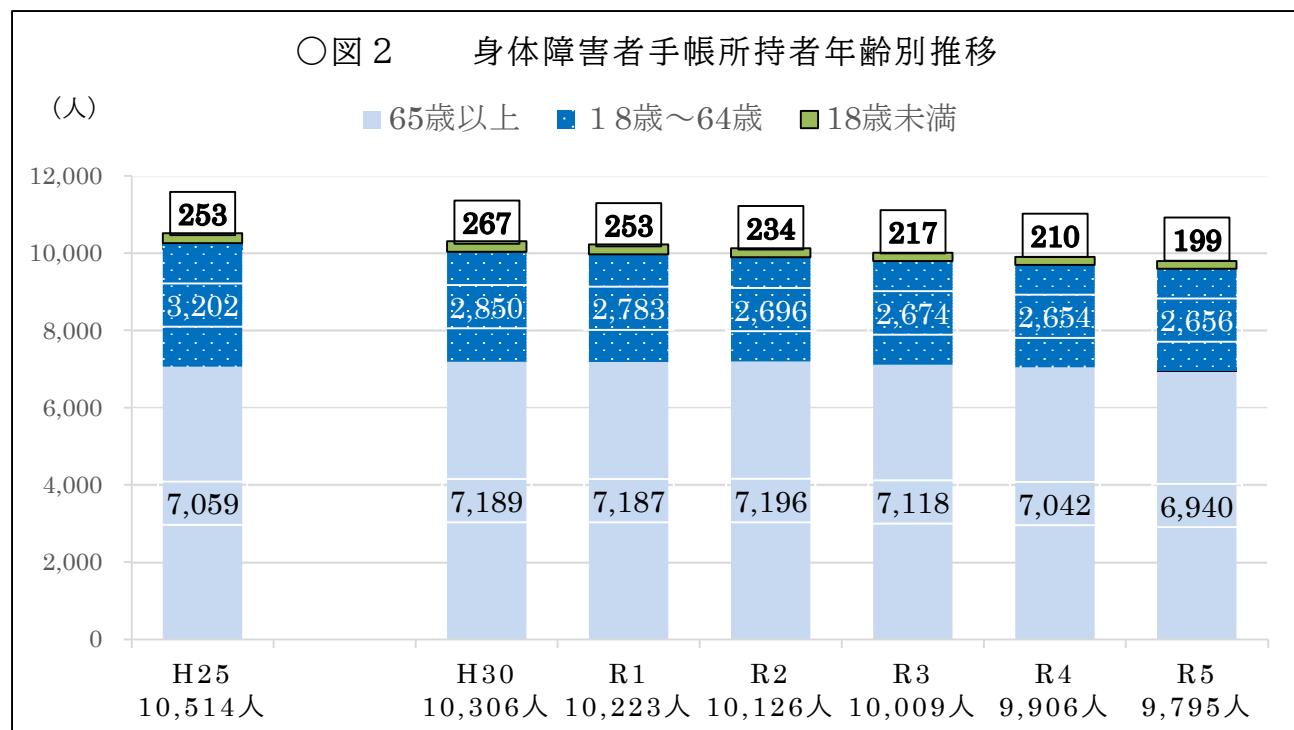
本市の身体障害者手帳¹¹の所持者は、令和5年度末現在9,795人となっており、平成30年度末に比べると511人減少し、0.95倍となっています。人口に占める割合は約3.5%で推移していることから、人口減少に比例した傾向がうかがえます（図1）。

¹¹ 身体障害者福祉法に定める身体上の障がいに該当する人に対して、申請に基づき都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する手帳。

年齢別では、平成30年度末に比べると18歳未満が68人の減で199人（手帳所持者に占める割合2.6%→2.0%）、18歳以上65歳未満が194人の減で2,656人（27.6%→27.1%）、65歳以上が249人の減で6,940人（69.8%→70.9%）となっており、65歳以上の高齢者の割合が大きくなっています（図2）。



〔資料：盛岡市 各年度末現在〕

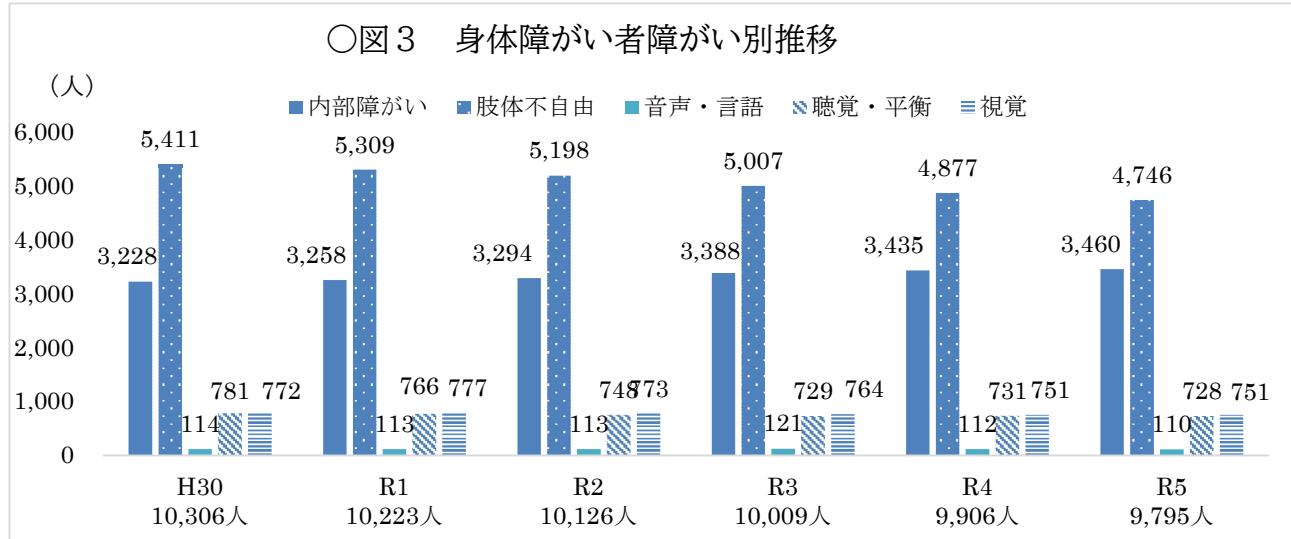


〔資料：盛岡市 各年度末現在〕

イ 身体障がいの種類及び程度

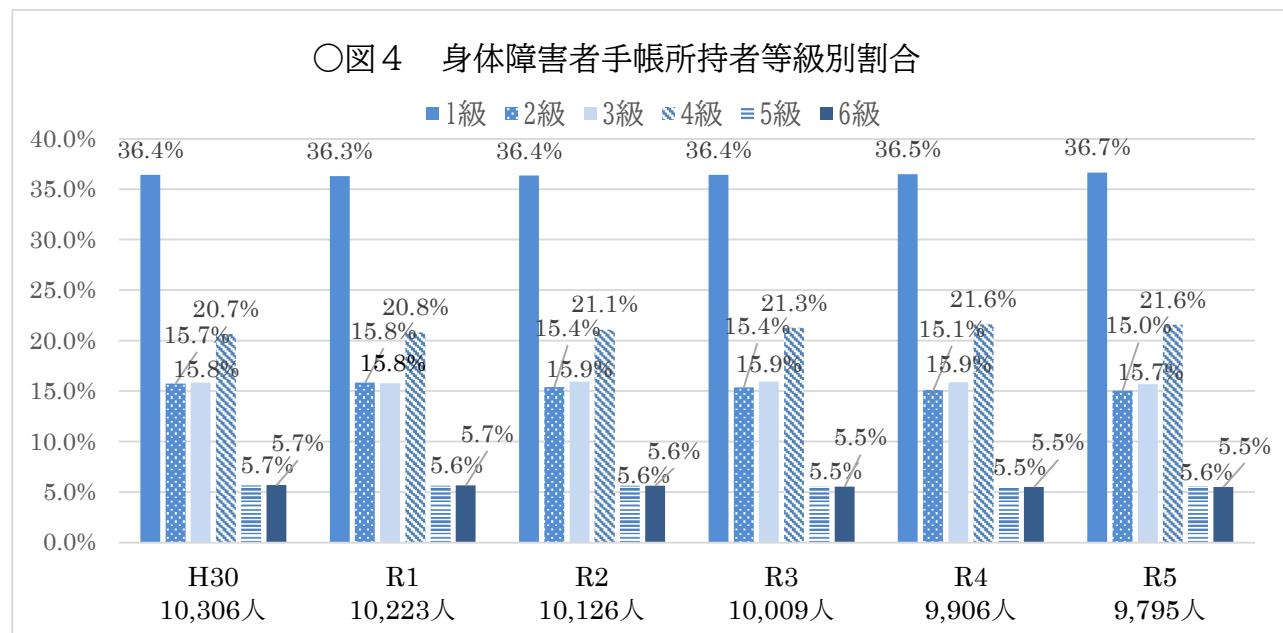
身体障がいの種類では、令和5年度末現在、肢体不自由¹²が4,746人（48.5%）で最も多くなっていますが、平成30年度末からは665人減少しています。

また、内部障がい¹³だけが平成30年度末の3,228人から3,460人と232人増加しており1.07倍の伸びとなっています（図3）。



〔資料：盛岡市 各年度末現在〕

身体障がいの等級別では、重度の障がい（1級、2級）を有する身体障がい者は、全体の51.7%を占めており、横ばいの傾向となっています（図4）。



〔資料：盛岡市 各年度末現在〕

12 身体障害者福祉法に定める手足や体幹の運動機能障がい。

13 身体障害者福祉法に定める心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいで、日常生活に著しい制限を受けると認められるもの。

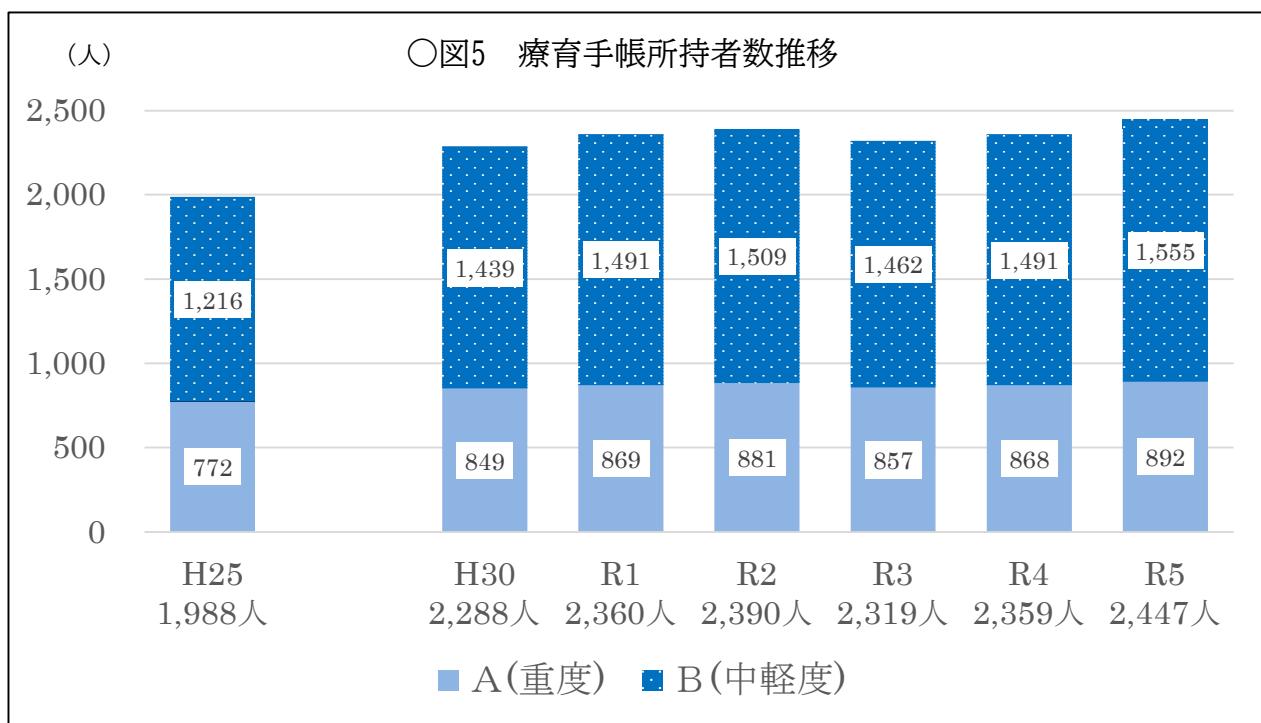
(2) 知的障がい者

ア 知的障がい者の数

本市の療育手帳¹⁴の所持者は令和5年度末現在、2,447人となっており、平成30年度末に比べると159人増加し1.07倍となっています（図5）。

イ 知的障がい者の程度

知的障がいの程度別では、令和5年度末現在、療育手帳所持者のうち重度が892人（36.5%）、中軽度が1,555人（63.5%）となっています。平成30年度と比べると重度、中軽度とも増加していますが、中軽度の割合がわずかに高くなっています（図5）。



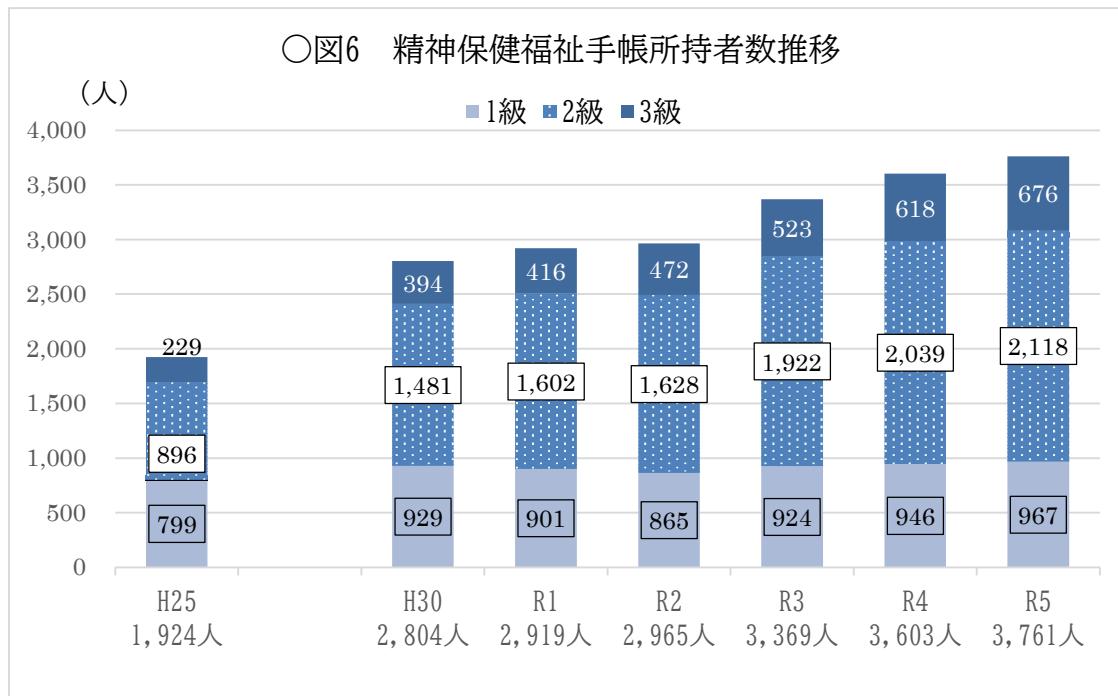
〔資料：盛岡市 各年度末現在〕

¹⁴ 知的障がい児・者に対して一貫した支援・相談や援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された場合に交付されるもの。

(3) 精神障がい者

ア 精神障害者保健福祉手帳¹⁵所持者の数

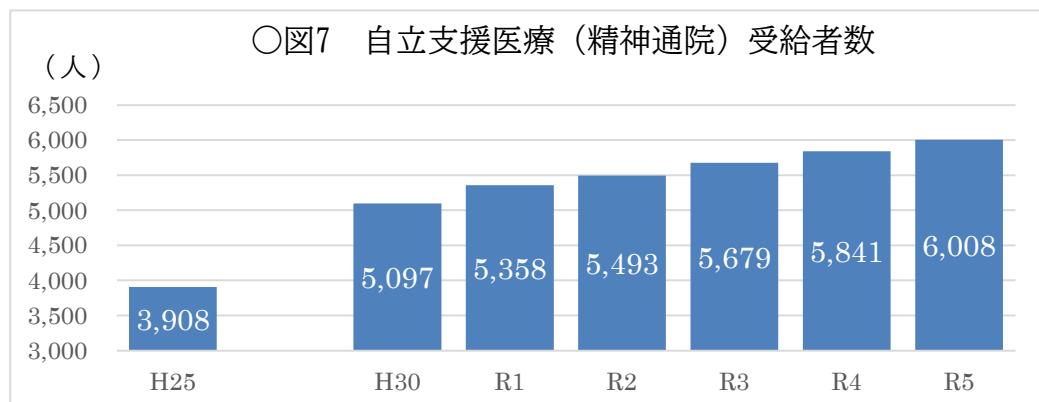
精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成30年度末2,804人から令和5年度末3,761人と1.34倍に増えており、平成25年度末からの10年間では1.95倍になっています（図6）。



[資料：盛岡市 各年度末現在]

イ 自立支援医療（精神通院）受給者の数

障害者自立支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）受給者証の所持者は、平成30年度末5,097人から令和5年度末6,008人と911人増えており、平成25年度末からの10年間では1.54倍になっています（図7）。



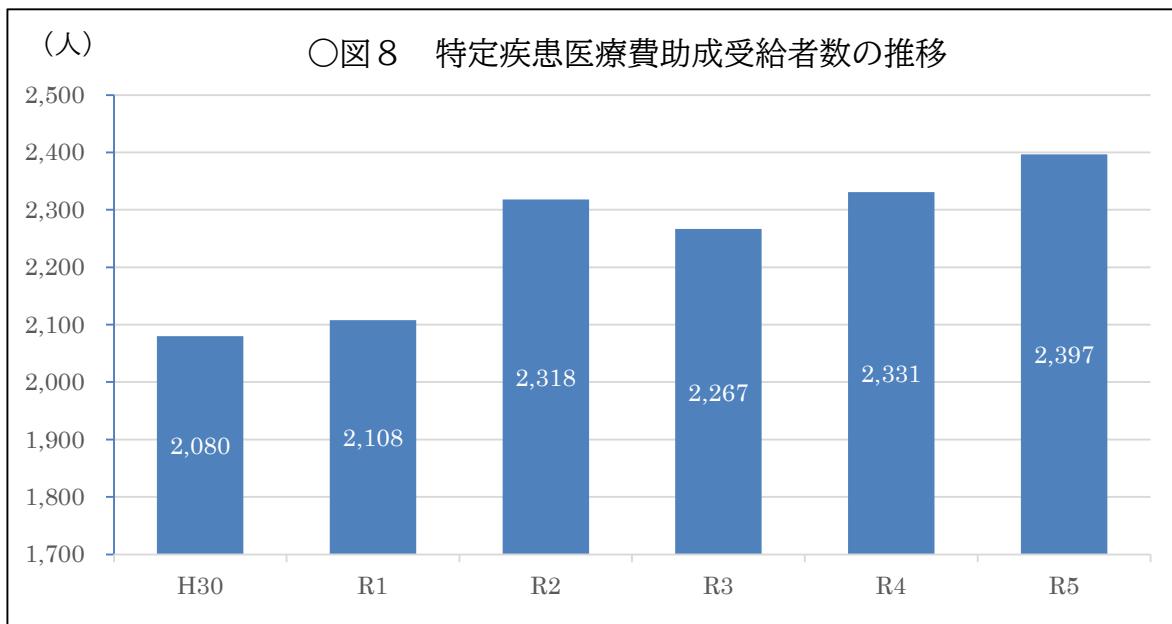
[資料：盛岡市 各年度末現在]

15 精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として都道府県知事が交付する手帳。

(4) 難病患者

ア 難病患者の数

特定医療費（指定難病）受給者証交付者数は、令和5年度末現在、2,397人となっており、平成30年度末に比べると317人増加し、1.15倍となっています（図8）。



〔資料：岩手県県央保健所 各年度末現在〕

難病は、平成25年4月から「障害者総合支援法」による障がい福祉サービスの対象となりました。さらに、平成27年1月からは「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）」の施行により、特定疾患医療の対象疾患が増加し令和6年4月現在では341疾患となっています。

(5) 障がい福祉サービス

ア 障害支援区分認定数の推移

障がい福祉サービスを利用するための障がい支援区分認定数は、平成30年度550人から令和5年度656人と1.19倍に増えており、主に精神障がい者や発達障がい者の増加による障がい福祉サービス利用者の増加が、認定数の増加につながっていると考えられます（表1）。

○表1 障がい支援区分認定数の推移

(人)

| 支援区分 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------|-------|------|------|------|------|------|
| 区分1 | 6 | 9 | 3 | 2 | 6 | 10 |
| 区分2 | 98 | 114 | 83 | 107 | 125 | 117 |
| 区分3 | 112 | 125 | 111 | 149 | 146 | 122 |
| 区分4 | 130 | 110 | 145 | 165 | 123 | 144 |
| 区分5 | 71 | 138 | 110 | 107 | 139 | 113 |
| 区分6 | 133 | 169 | 143 | 187 | 177 | 150 |
| 計 | 550 | 665 | 595 | 717 | 716 | 656 |

〔資料：盛岡市 各年度末現在〕

※ 区分1から区分6に向かい、より必要とされる支援の度合いが高くなります。

イ 障がい福祉サービス・相談支援の実績の推移

障がい福祉サービスの利用人数は全体的に増加傾向にありますが、特に、就労継続支援¹⁶B型は、平成30年度787人から令和5年度1,011人と1.28倍、放課後等デイサービス¹⁷は、平成30年度694人から令和5年度1,085人と1.56倍、計画相談支援¹⁸は、平成30年度366人から令和5年度506人と1.38倍と、大幅に増加しています（表2）。

16 障がいや難病があり一般就労が困難な者に対し就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行う。A型は雇用契約を締結したうえで一定の支援がある職場での就労、B型は雇用契約を結ばない短時間の軽作業訓練。

17 就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する障がい福祉サービス

18 障がい福祉サービス等を申請した障がい者について、相談支援事業者がサービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直しを行うもの。

○表2 障がい福祉サービス・相談支援の実績の推移 (人)

| サービス種別 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------------|-------|------|------|------|------|-------|
| 居宅介護 | 416 | 436 | 467 | 481 | 485 | 506 |
| 重度訪問介護 | 20 | 21 | 21 | 21 | 25 | 56 |
| 同行援護 | 25 | 37 | 43 | 47 | 52 | 64 |
| 行動援護 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 9 |
| 療養介護 | 51 | 59 | 70 | 72 | 73 | 73 |
| 生活介護 | 617 | 647 | 652 | 672 | 661 | 661 |
| 短期入所 | 166 | 182 | 156 | 152 | 146 | 181 |
| 施設入所支援 | 256 | 261 | 260 | 257 | 257 | 250 |
| 計画相談支援 | 366 | 452 | 557 | 554 | 449 | 506 |
| 地域移行支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 |
| 地域定着支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 共同生活援助 | 372 | 380 | 393 | 412 | 437 | 457 |
| 自立訓練（機能訓練） | 4 | 3 | 3 | 1 | 3 | 5 |
| 自立訓練（生活訓練） | 24 | 22 | 18 | 12 | 14 | 17 |
| 宿泊型自立訓練 | 4 | 5 | 3 | 2 | 4 | 5 |
| 就労移行支援 | 90 | 95 | 89 | 80 | 82 | 79 |
| 就労継続支援A型 | 269 | 242 | 225 | 225 | 241 | 239 |
| 就労継続支援B型 | 787 | 851 | 895 | 917 | 949 | 1,011 |
| 就労定着支援 | 107 | 39 | 40 | 41 | 39 | 39 |
| 自立生活援助 | 0 | 0 | 0 | 2 | 5 | 5 |
| 児童発達支援 | 179 | 231 | 278 | 325 | 335 | 350 |
| 医療型児童発達支援 | 8 | 5 | 2 | 4 | 5 | 8 |
| 放課後等デイサービス | 694 | 775 | 836 | 905 | 928 | 1,085 |
| 保育所等訪問支援 | 1 | 7 | 9 | 14 | 12 | 18 |
| 障害児相談支援 | 50 | 56 | 60 | 66 | 68 | 82 |

〔資料：盛岡市 各年度末現在〕

※ 障がい福祉サービスの実績については、同一利用者が複数のサービスを組み合わせて利用している場合は、重複して計上されています。

ウ 事業所の指定状況

平成30年度と令和5年度の事業所指定状況を比較して、短期入所、放課後等デイサービスは事業所数が大きく増加し、このほかのサービスについては、増加傾向または横ばいとなっています（表3）。

○表3 事業所の指定状況 (件)

| 事業所種別 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-------------|-------|------|------|------|------|------|
| 居宅介護 | 53 | 62 | 61 | 62 | 66 | 67 |
| 重度訪問介護 | 45 | 54 | 52 | 53 | 56 | 59 |
| 同行援護 | 10 | 10 | 7 | 6 | 6 | 7 |
| 行動援護 | 3 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| 療養介護 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 生活介護(共生型含む) | 19 | 21 | 23 | 24 | 24 | 24 |
| 短期入所 | 9 | 12 | 17 | 17 | 16 | 16 |
| 施設入所支援 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 計画相談支援 | 29 | 30 | 29 | 29 | 31 | 31 |
| 地域移行支援 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 地域定着支援 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 共同生活援助 | 28 | 31 | 31 | 35 | 36 | 35 |
| 自立訓練（機能訓練） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自立訓練（生活訓練） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 宿泊型自立訓練 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 就労移行支援 | 13 | 12 | 12 | 13 | 12 | 12 |
| 就労継続支援A型 | 18 | 18 | 19 | 19 | 19 | 17 |
| 就労継続支援B型 | 40 | 42 | 46 | 47 | 49 | 55 |
| 就労定着支援 | 7 | 9 | 9 | 9 | 10 | 11 |
| 自立生活援助 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 児童発達支援 | 23 | 25 | 26 | 30 | 30 | 30 |
| 医療型児童発達支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 放課後等デイサービス | 42 | 46 | 48 | 51 | 58 | 60 |
| 保育所等訪問支援 | 10 | 11 | 11 | 12 | 14 | 14 |
| 障害児相談支援 | 22 | 24 | 21 | 21 | 22 | 21 |
| 計 | 384 | 424 | 430 | 446 | 468 | 476 |

〔資料：盛岡市 各年度末現在〕

VI 計画の推進

1 求められる主な役割

障害者基本法において、障がい者とは、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義されています。

この計画を総合的かつ効果的に推進し、社会的障壁を軽減するためには、障がいのある人や家族、障がい者団体等、市民、地域、企業、医療・福祉関係機関、市が連携するとともに、それぞれの立場で役割を果たすことが重要です。

○ 障がいのある人や家族、障がい者団体等の役割

- ◇ 支え合う地域社会の一員として、社会経済活動や地域活動への主体的な参加
- ◇ 主体的な生活を送るため必要に応じた障がい福祉サービスの活用
- ◇ 地域で共に支え合う仲間として、障がいのある人への理解につながる当事者からの経験や情報の発信
- ◇ 障がい者団体における障がい者の権利擁護のための代弁機能の発揮と、理解促進のための各種啓発活動の展開

○ 市民、地域の役割

- ◇ 障がいのある人もない人も地域の一員としての相互理解
- ◇ 障がいのある人もない人も参加しやすい地域活動の実施と地域づくり
- ◇ 地域で共に暮らす仲間として、日常生活や地域活動、災害時等における相互支援
- ◇ 障がいのある人への理解につながる活動やボランティア活動などへの参加

○ 企業の役割

- ◇ 障がいのある人の雇用に向けての積極的な取組
- ◇ 障害者差別解消法の合理的配慮の実施
- ◇ 社会貢献の一環として組織を活用したボランティア活動の展開
- ◇ 事務所・店舗等建物、交通等のバリアフリーやユニバーサルデザイン¹⁹の推進
- ◇ ユニバーサルデザインを意識した製品の開発
- ◇ 障がい者就労施設等からの物品等の調達の積極的な実施

¹⁹ 高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

○ 医療・福祉関係機関の役割

- ◇ 障がいのある人や家族への障がい福祉制度の利用に際しての情報提供、相談支援
- ◇ 地域や障がいのある人のニーズに応じたサービスの展開
- ◇ 医療や障がい福祉に携わる人材の育成と確保
- ◇ 障がいのある人に配慮した施設の環境整備や対応

○ 市の役割

- ◇ 国や県、盛岡広域圏障害者自立支援協議会、盛岡市自立支援協議会との連携による障がい者施策の推進と充実
- ◇ 障がい福祉サービスの基盤整備
- ◇ 相談支援体制の充実とサービス利用に関する調整
- ◇ 福祉サービス等の適正実施に関する指導
- ◇ バリアフリーやユニバーサルデザインの推進
- ◇ 市民・企業・関係機関と連携、協働の推進
- ◇ 障がいのある人の生活状況、ニーズの把握
- ◇ 国等の施策に基づく事業の率先実施
(障がい者就労施設等からの物品等の調達、障害者差別解消法に基づく合理的配慮など)

2 計画の評価

本計画の推進に当たっては、その実効性を確保するため、盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及び盛岡市自立支援協議会に障がい者施策に係る事業実績を報告するとともに、そこでの意見を反映していきます。

また、取組内容の重点項目や新規項目については、進捗状況や実施するうえでの問題点など、そのプロセスについて検証することとします。

計画期間中に障がいのある人や市民を対象としたアンケートを実施し、管理指標の達成度を定量評価するとともに、4つの基本方針に基づき取り組んだ施策について、効果や状況の変化について定性評価をすることとします。

なお、これらの評価を行いながら、より適切な評価方法についても検討を進めることとします。

第2章 各論

I 障がいのある人への差別解消及び権利擁護の促進

現状と課題

障がいを理由とする差別の解消の推進を目的とした障害者差別解消法が平成28年4月から施行され、これまで行政機関等に義務化されていた障がいのある人への合理的配慮が、令和6年4月から、民間の事業者にも義務付けられました。令和5年度実施の障がい福祉市民アンケートでは、「合理的配慮を知っている」割合が16.8%にとどまっていることから、より一層の普及啓発が必要です（P23 Q1）。

市では、市職員による不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関し適切に対応するため、平成28年8月に、盛岡市職員の障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定し、障がいのある人への差別解消に取り組んでいます。加えて、平成28年10月に市障害者差別解消支援地域協議会を設置しましたが、今後は、盛岡市自立支援協議会²⁰権利擁護分科会に実務の機能を持たせるなど、幅広い観点から意見を聴取し協議するよう取り組む必要があります。

障がい者アンケートでは、障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたことが「まったくない」「ほとんどない」と回答した人が、令和5年度は66.5%と増加傾向にあるものの、「よくある」「ときどきある」と回答した人も25.8%にのぼることから、さらなる差別解消に向けた取組が課題と言えます。（P23 Q2）。

権利擁護施策の充実については、盛岡広域成年後見センター等の関係機関と連携し、成年後見制度²¹の周知を行うとともに、市民後見人²²については、令和5年度末までに33人選任されておりますが、まだ専門職を含めて成年後見人のなり手が不足していることから、育成についてさらに検討する必要があります。

20 自立支援協議会とは、障害者総合支援法に基づき障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者とその家族及び福祉、医療、教育、雇用に関連する従事者により構成し、設置することとされた機関。盛岡市は盛岡広域圏と市単独の2協議会がある。

21 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人の財産管理、介護サービスや施設入所に関する契約締結などを支援する制度。本人の判断能力に応じて家庭裁判所が後見人、保佐人、補助人を選任する。

22 弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援をうけて判断能力の不十分な人の金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助の支援等の後見業務を担うもの。

また、障がいのある人への虐待防止に関しては、市の相談窓口において、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待疑い事案について、当該施設の従事者等からの通報を年に数件受けており、盛岡市自立支援協議会権利擁護分科会を設置し事案の解決を図ることとしていますが、複雑かつ困難な事例に的確に対応するため、関係機関・団体との情報共有や連携体制をさらに強化する必要があります。

【指標実績】前計画（平成27年度～令和6年度）の振り返り

| 項目 | 実績(H25) | 実績(H29) | 実績(R5) | 目標(R6) | 評価 |
|---|------------------|------------------|------------------|--------|-----|
| 障がいがあるために差別を受けたりいやな思いをしたりしたことが「まったくない」と答えた人の割合 【障がい者アンケート】 | 50.2% (50.2%) | 22.9% (61.3%) | 28.9% (66.5%) | 60% | 未達成 |
| 市民後見人の登録人数 | 0人 | 0人 | 60人 | 50人 | 達成 |

※H25実績は選択肢が「よくある」「ときどきある」「まったくない」の3択。

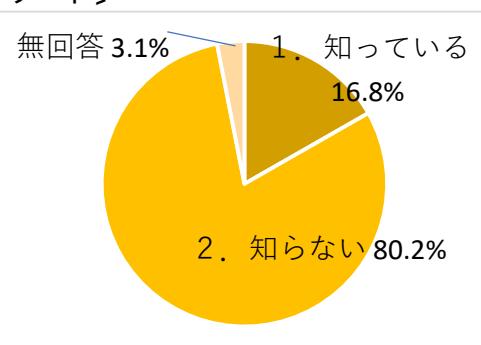
H29、R5実績は選択肢が「よくある」「ときどきある」「ほとんどない」「まったくない」の4択。

表中（ ）の数字は「ほとんどない」「まったくない」を合わせた実績を参考表記した。

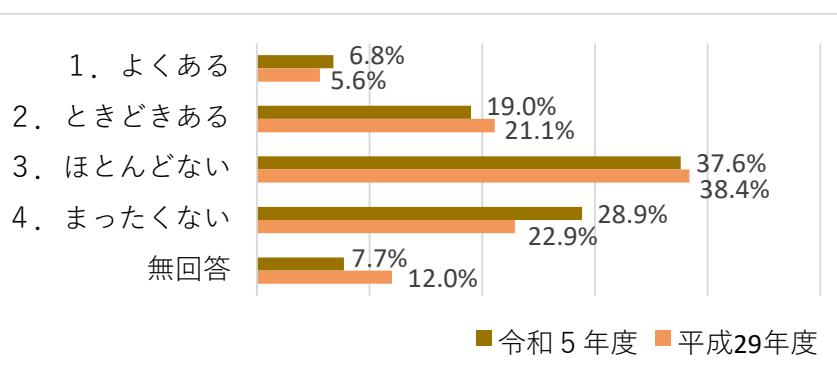
Q1 あなたは、障害者差別解消法の「合理的配慮」についてご存じですか。

【障がい福祉市民アンケート】

【令和5年度】



Q2 あなたは、障がいや病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。 【障がい者アンケート】



障がい種別ごとの割合

(%)

| Q2 障がい別 | 身体 | | 知的 | | 精神 | | 難病 | | 発達 | |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | R5 | H29 |
| 1.よくある | 5.2 | 3.6 | 8.4 | 8.5 | 13.4 | 16.0 | 11.2 | 0.0 | 12.1 | 20.0 |
| 2.ときどきある | 14.3 | 17.2 | 30.1 | 30.5 | 28.7 | 38.2 | 19.9 | 18.5 | 35.7 | 30.0 |
| 3.ほとんどない | 39.4 | 40.3 | 38.1 | 36.6 | 32.3 | 27.1 | 32.9 | 33.3 | 31.3 | 40.0 |
| 4.まったくない | 32.6 | 25.4 | 17.2 | 15.9 | 19.7 | 13.9 | 25.5 | 25.9 | 16.5 | 10.0 |
| 無回答 | 8.4 | 13.5 | 6.3 | 8.5 | 5.9 | 4.8 | 10.6 | 22.3 | 4.4 | 0.0 |

| Q2 障がい別 | 高次脳機能 | | 医療的ケア児・者 | | 全体 | |
|----------|-------|-----|----------|-----|------|------|
| | R5 | H29 | R5 | H29 | R5 | H29 |
| 1.よくある | 12.8 | — | 7.8 | — | 6.8 | 5.6 |
| 2.ときどきある | 14.9 | — | 16.6 | — | 19.0 | 21.1 |
| 3.ほとんどない | 34.0 | — | 36.9 | — | 37.6 | 38.4 |
| 4.まったくない | 29.8 | — | 30.5 | — | 28.9 | 22.9 |
| 無回答 | 8.5 | — | 8.1 | — | 7.7 | 12.0 |

各論に掲載のアンケートについて

「障がい福祉市民アンケート」、「障がい者アンケート」は次の調査によるものです。

1 障がい福祉市民アンケート

調査名 障がい者や障がい福祉に関する市民アンケート
 調査目的 障がい者基本計画の策定や障がい福祉に関する取組の基礎資料とするため
 調査対象 13歳以上の市民1,000人を無作為抽出
 　　(身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者を除く)
 調査時期 令和6年2月
 回答数 489人 (回答率48.9%)

2 障がい者アンケート

調査名 障がい者の暮らしについてのアンケート
 調査目的 障がい者基本計画の策定や障がい福祉に関する取組の基礎資料とするため
 調査対象 2,162人を次の区分で無作為抽出
 　　(1) 手帳所持者 2,000人
 　　(身体障害者手帳 1,234人、療育手帳316人、精神保健福祉手帳450人)
 　　(2) 指定難病がある障害福祉サービスの利用者 86人
 　　(3) 医療的ケア児・者 76人
 調査時期 令和6年2月
 回答数 1,268人 (回答率58.6%)

3 その他

集計の割合は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、合計が100%とならない場合があります。

【課題】

- 障がいのある人への差別解消に向けた取組の促進
- 成年後見制度についての周知啓発と人材育成
- 虐待等への対応における関係機関・団体との連携体制の構築

施策・取組**1 差別解消の促進**

障がいのある人が差別などの社会的障壁を感じることなく、社会のあらゆる場面で積極的に活動できるよう、市民や地域・企業などに対し障がい特性や必要な配慮について普及啓発し、心のバリアフリー²³に取り組みます【重点】。普及啓発については、資料の掲示や配架のほか、民生委員の研修会など様々な機会をとらえて普及啓発を行います。

また、改正障害者差別解消法において、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、事業者はもちろんですが、障がいのある人やその家族にも周知を図り、障がいを理由とする差別の解消を促進します。

| 取組項目 | No | 取組内容 | |
|---------|----|------------------------|------|
| 差別解消の促進 | 1 | 市民や地域、企業等における障がいへの理解促進 | 【重点】 |
| | 2 | 障がいなどを示すシンボルマークの周知 | |
| | 3 | 障害者差別解消法の周知及び理解の促進 | |
| | 4 | 盛岡市職員対応ガイドラインの周知徹底 | |
| | 5 | 市の率先した合理的配慮への取組 | |
| | 6 | 市の相談体制の強化 | |

2 障がいのある人の権利擁護の促進

障がいのある人が高齢になると、保護者となる父母や兄弟がいなくなるケースも増えてきます。判断能力に不安のある知的・精神に障がいのある人が、「親亡き後」も安心して生活することができるよう成年後見制度の利用促進に向けた周知啓発に取り組むとともに、より利用しやすい制度となるよう市民後見人及び法人後見人²⁴の育成を推進します。

23 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

24 社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

第2章 各論

また、障がいのある人の虐待通報に対し、迅速かつ的確に対応するとともに、虐待防止に関する周知啓発の実施などにより虐待を防止します。

障がいのある人への虐待の複雑かつ困難な事例に的確に対応するため、盛岡市自立支援協議会権利擁護分科会のほか、高齢者や児童、DV²⁵等の関係機関との情報共有や連携強化を図ります。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|------------------|----|------------------------|
| 成年後見制度の利用促進 | 7 | 成年後見制度の周知啓発の促進 |
| | 8 | 市民・法人後見人育成の支援 |
| 障がいのある人への虐待防止の推進 | 9 | 障がいのある人への虐待防止に関する事業の推進 |
| | 10 | 高齢・児童・DVなど関係機関との連携強化 |

施策の成果・管理指標

| 項目 | 前計画 | | 本計画 |
|---|---------|--------|---------|
| | 実績(H25) | 現状(R5) | 目標(R11) |
| 障がいがあるために差別を受けたりいやな思いをしたりしたことが「まったくない」又は「ほとんどない」と答えた人の割合 【障がい者アンケート】 | 50.2% | 66.5% | 70% |
| 市民後見人の候補者名簿登録人数 | 0人 | 60人 | 90人 |

25 ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) のこと。用語については明確な定義はないが、日本では配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力という意味で使用されることが多い。

II 相談支援体制の拡充

現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、その抱えている不安をいかに解消し うるかが大切になります。障がいのある人とその家族が抱いている不安は、障がい者アンケートによると「健康のこと」50.2%や「経済的なこと」39.0%が多く（P28 Q3）、主な相談相手は「同居の家族」56.1%「同居以外の家族・親族」22.1%の割合が高く（P29 Q4）、適切な情報提供や医療・教育・福祉等関係機関との調整を図る専門性の高い相談支援専門員²⁶の利用の割合が低くなっています。市は、障害者相談支援事業²⁷については4団体に委託し、障がいのある人やその家族に寄り添い相談支援をしているところです。

また、「障害者総合支援法」では、規定する障がい福祉サービスの利用者について、サービス等利用計画の作成が義務付けられていますが、計画を作成する相談支援専門員へのニーズがあるものの、従事者不足や家族の意向等により、利用計画は未だセルフプランが多い状況です。特に障がい児のセルフプランの割合が令和5年度は69.9%と高く（P29 表4）、市内の指定障害児相談支援事業所21事業所中、実際に相談支援業務を行ったのは17事業所となっています。

このような状況から、障害者相談支援事業、指定特定相談支援事業所²⁸及び一般相談支援事業所²⁹などの相談支援体制の整備や市内の相談支援の中心的役割を担う基幹相談支援センター³⁰の機能強化及び障がい児の相談支援の充実が求められています。

また相談支援事業所³¹については、障がい者団体等から、役割の範囲が分かりにくいとの声があることから、相談支援事業所が担うべき支援の在り方について検討していく必要があります。併せて、相談支援事業所相互や他の関係機関との連携、相談支援専門員の育成や、個々の専門員のスキル向上に資する取組を進めていく必要があります。

26 障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等利用計画の作成、地域生活への移行・定着支援など障がい者の全般的な相談支援を行う職種。

27 障がい者の福祉に関する様々な問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う事業。

28 障がい者の自立した生活を支えるため、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて計画を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する役割を担う事業所。

29 地域生活への移行に向けた支援（地域移行支援・地域定着支援）を行う事業所。

30 障がい者の相談支援の拠点として身体障がい・知的障がい・精神障がいの相談を総合的に行う機関。成年後見制度利用支援事業や地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携支援を行う。

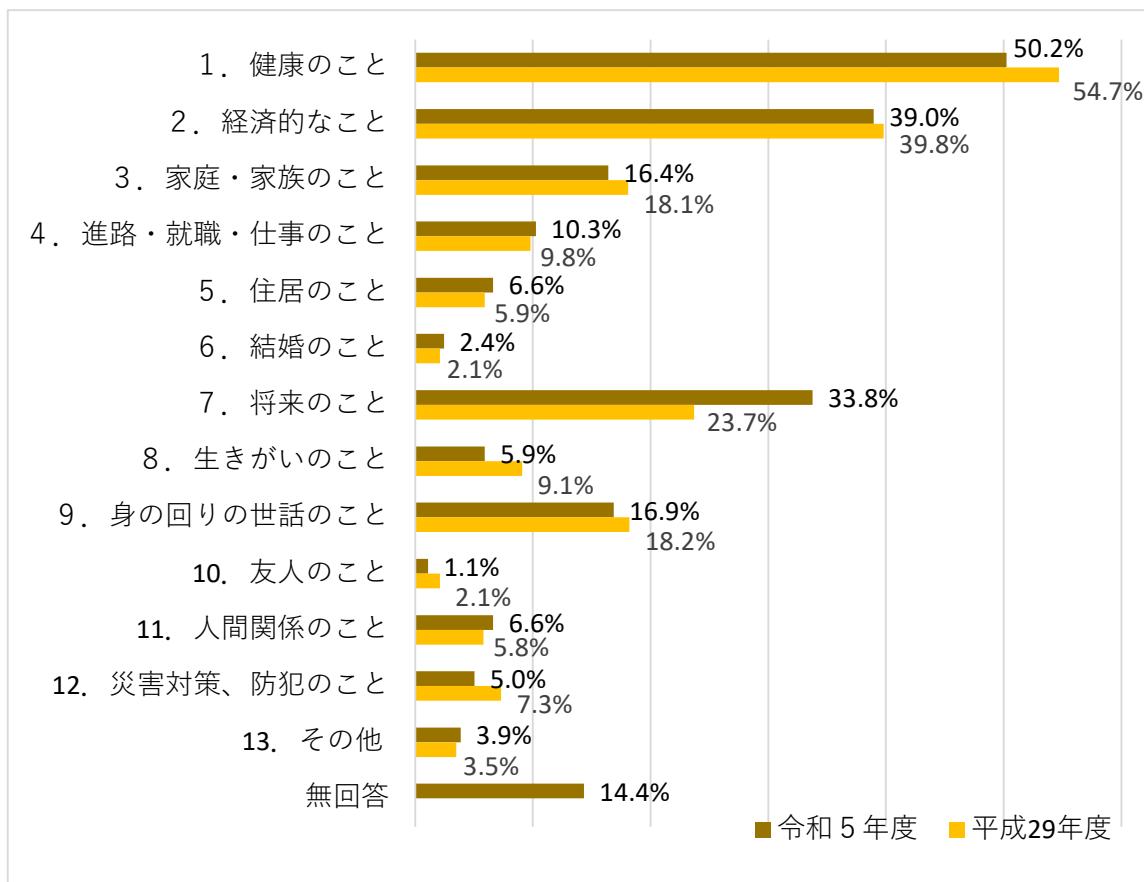
31 相談支援を行う事業所の総称。

【指標実績】前計画（平成27年度～令和6年度）の振り返り

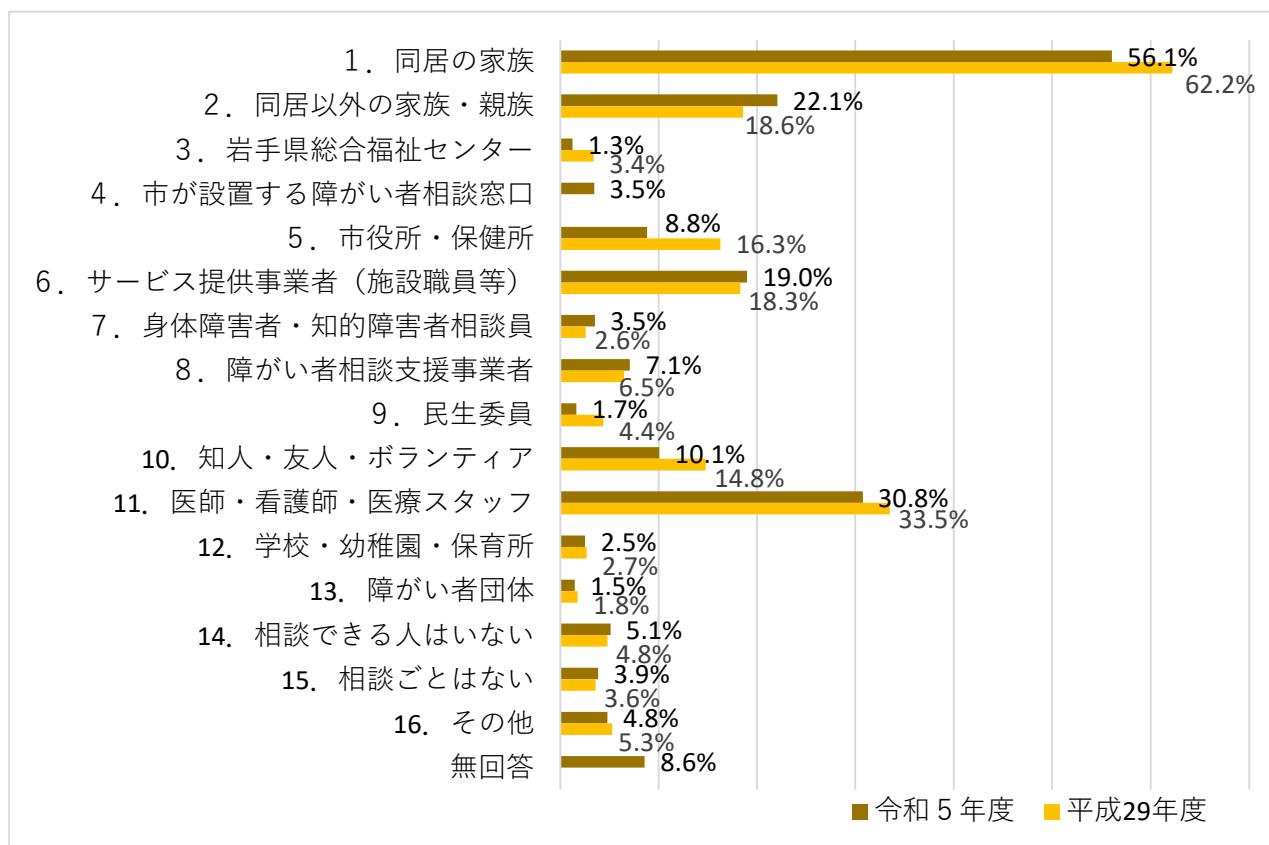
| 項目 | 実績(H25) | 実績(H29) | 実績(R5) | 目標(R6) | 評価 |
|--|---------|---------|--------|--------|-----|
| 市内の指定特定相談支援事業所数 | 16事業所 | 26事業所 | 31事業所 | 30事業所 | 達成 |
| 市内の指定障害児相談支援事業所数 | 11事業所 | 23事業所 | 21事業所 | 20事業所 | 達成 |
| 市内の相談支援専門員の数 | 22人 | 56人 | 59人 | 50人 | 達成 |
| 基幹相談支援センターの設置数 | 0 | 1 | 1 | 3 | 未達成 |
| 障がいのある人の相談相手のうち相談支援事業者と回答する人の割合 【障がい者アンケート】 | 4.3% | 6.5% | 7.1% | 30% | 未達成 |

Q3 あなたの相談内容や不安に思っていることはどのようなことですか。（3つ以内）

〔障がい者アンケート〕



Q4 あなたが主に相談する相手は誰ですか。(3つ以内) [障がい者アンケート]



※ 平成29年度には「4.市が設置する障がい者相談窓口」の選択肢がなかった。

表4 盛岡市の障害福祉サービス等利用計画におけるセルフプランの割合

| 年度 | 障がい者 | | | 障がい児 | | |
|-------|-----------|--------|------|-----------|--------|------|
| | 全体 (件) | セルフプラン | | 全体 (件) | セルフプラン | |
| | | (件) | (%) | | (件) | (%) |
| 令和元年度 | 2,633 | 319 | 12.1 | 841 | 561 | 66.7 |
| 令和2年度 | 2,701 | 354 | 13.1 | 935 | 608 | 65.0 |
| 令和3年度 | 2,755 | 339 | 12.3 | 1,027 | 712 | 69.3 |
| 令和4年度 | 2,851 | 390 | 13.7 | 1,099 | 661 | 60.1 |
| 令和5年度 | 2,851 | 421 | 14.8 | 1,206 | 843 | 69.9 |

【課題】

- 相談支援専門員の不足
- 障害児相談支援事業所の不足と障がい児のセルフプランの解消
- 基幹相談支援センターの機能強化
- 相談支援体制の在り方の再検討と周知
- 相談支援専門員の育成や資質向上のための支援策実施

施策・取組

1 相談支援体制の拡充

障がいのある人が、障がいのために判断能力が不十分であっても、障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、自己決定や意思決定の支援を行うとともに、障がいのある人が抱える問題等について、いつでも気軽に相談できるよう相談支援体制の拡充を図ります。

市は、平成29年度に基幹相談支援センター（1箇所）を設置しましたが、より多くの相談を支援につなげていくため、機能強化に向け検討を進めます。また、相談支援事業所がより身近な相談相手となり、有効な支援策に結び付くよう、研修や情報交換などの盛岡市自立支援協議会相談支援分科会の活動をより一層充実させ、相談支援事業所相互のネットワーク形成の支援及び相談支援専門員の育成と資質向上【重点】に取り組んでいきます。

市保健所では、心の健康に関する相談や精神障がいのある人への相談事業を行っており、今後も、来所が困難な人に対して、訪問などのアウトリーチをしながら、相談者に寄り添った支援を継続するとともに、相談窓口の周知や相談体制の充実について引き続き取り組みます。

また、発達障がいについて、多くの場合、その特性は子どもの頃から現れます、気づかず、大人になってから人間関係や仕事でつまずいてしまい、そのとき初めて発達障がいに気づくケースが多くなっています。その際の相談窓口が分かりにくいという声もあることから、成人の発達障がいに係る相談支援体制の拡充を図ります。

障がい児・者の相談支援については複数の分野にまたがることも多いことから、市は必要に応じて関係課等が連携して対応する重層的支援体制をとっており、引き続き連携を図り支援します。（P32～33 参考図表）

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|-----------|----|--------------------------------------|
| 相談支援体制の拡充 | 11 | 相談窓口の充実 |
| | 12 | 相談支援事業所の利用促進 |
| | 13 | 基幹相談支援センターの機能強化 |
| | 14 | 相談支援専門員・事業者相互のネットワーク形成支援 【重点】 |
| | 15 | 相談支援専門員の育成や資質向上のための支援 【重点】 |

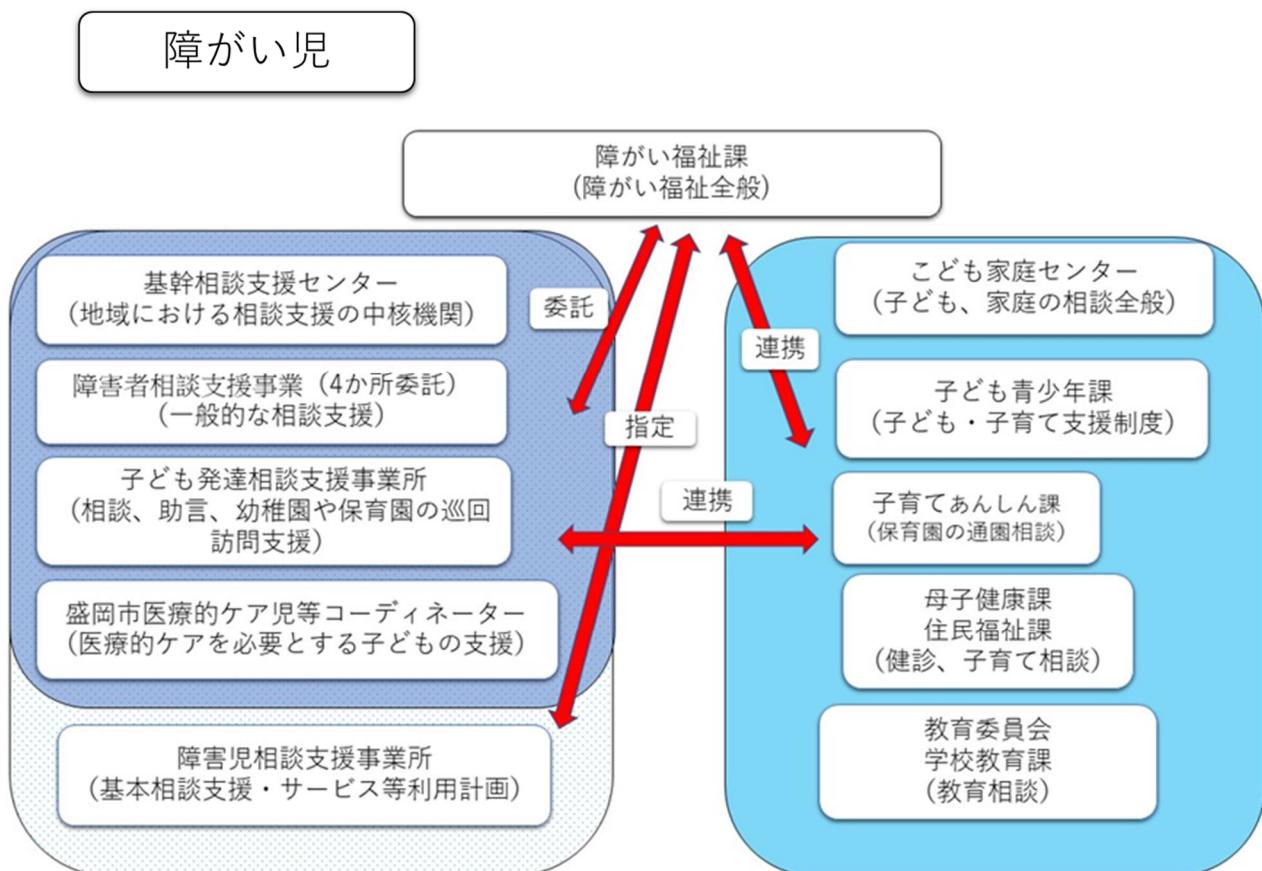
施策の成果・管理指標

| 項目 | 前計画 | | 本計画 |
|--|---------|--------|---------|
| | 実績(H25) | 現状(R5) | 目標(R11) |
| 市内の指定特定相談支援事業所数 | 16事業所 | 31事業所 | 40事業所 |
| 市内の指定障害児相談支援事業所数 | 11事業所 | 21事業所 | 30事業所 |
| 市内の相談支援専門員の数 | 22人 | 59人 | 80人 |
| 障がいのある人の相談機関のうち相談支援事業者と回答する人の割合 【障がい者アンケート】 | 4.3% | 7.1% | 15% |

【参考図表】

盛岡市の障がい児・者の相談支援体制

本市の障がい児相談支援体制は次のとおりです。



市の関係課は、連携して障がい福祉制度と子ども、子育て、家庭の支援制度を利用できるよう、保護者などからの相談に応じます。

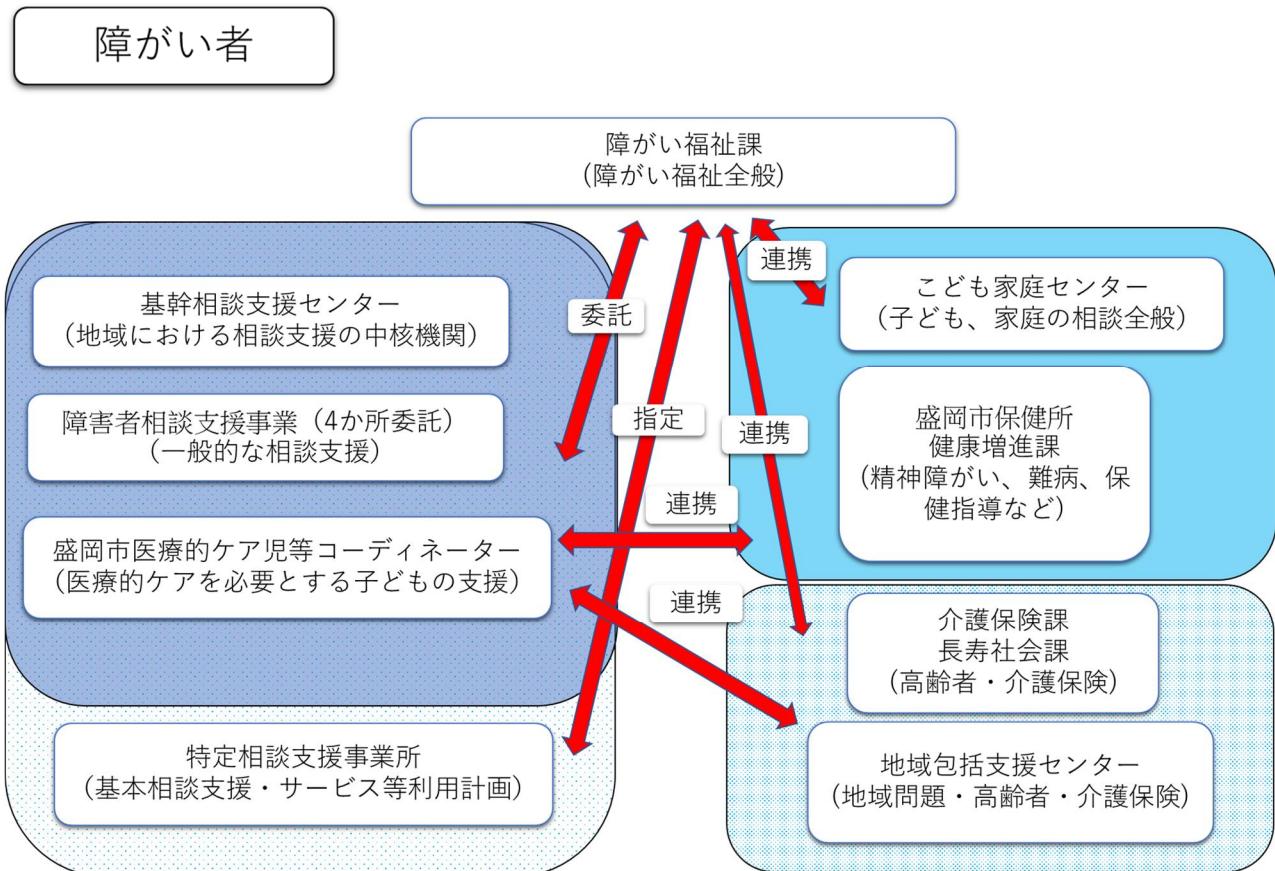
障がい福祉課は、各相談支援事業所に相談支援事業等を委託し、基幹相談支援センターを中心として連携し、一般的な相談や子どもの発達相談、医療的ケア等に係る相談に応じ、障がいに係る各種問題に対応します。

相談支援事業所は、障がい福祉課だけではなく、該当する問題の所管課とも連携して、相談への対応を行います。

市の指定を受けた障害児相談支援事業所は、主に障害児通所支援サービスを利用するための計画を作成し、市の各課と連携し、ケアマネジメントを行います。

これらの拠点が、盛岡市重層的支援体制整備事業の中で連携し、支援します。

本市の障がい者相談支援体制は次のとおりです。



市の関係課は、連携して、障がい福祉制度と家庭、精神障がい、難病、保育指導、高齢介護分野の支援制度を利用できるよう、本人や家族などからの相談に応じます。

障がい福祉課は、各相談支援事業所に相談支援事業等を委託し、基幹相談支援センターを中心として連携し、一般的な相談や医療的ケア等に係る相談に応じ、障がいに係る各種問題に対応します。

相談支援事業所は、障がい福祉課だけではなく、該当する問題の所管課とも連携して、相談への対応を行います。

市の指定を受けた特定相談支援事業所は、障がい者の自立した生活を支えるため、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて計画を作成し、市の各課と連携し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

これらの拠点が、盛岡市重層的支援体制整備事業の中で連携し、支援します。

III 障がい者理解の推進

現状と課題

国は、障害者雇用制度における雇用率の段階的引き上げや障害者差別解消法に基づく事業者の障がいのある人への合理的配慮の義務化、障害者文化芸術推進法の制定など、様々な分野における障がい者施策を推進する法制定や法改正を進めてきました。

障がい者施策を推進し、障がいの有無にかかわらず地域社会の中で生活しやすい環境を整備するためには、地域に暮らす一人ひとりがお互いを尊重し、障がいや障がいのある人についての理解に努め、配慮を行うことが必要です。

令和5年度の障がい者アンケートでは、障がいのある人への理解について「理解が進んだ」「少し理解が進んだ」と回答した人は55.7%と半数を超え、前回平成29年度の49.0%からも増加していますが、「あまり理解が進んでいない」「理解されていない」と回答した人も34.8%となっていることから、障がいのある人への理解は十分とは言えない状況にあります(P35 Q5)。

令和5年度の障がい福祉市民アンケートでは、日常生活において障がいのある人と接する機会が「ほとんどない」と回答した人が46.2%と平成29年度の44.4%よりも増加しており、障がいのある人と接する機会は少ない状況にありますが(P36 Q6)、障がい福祉に対する関心については、「非常に関心がある」「ある程度関心がある」と回答した人が70.7%と平成29年度の59.7%から大きく増加しており(P36 Q7)、障がい福祉に対する関心の高まりを障がい者理解にいかにつなげていけるかが課題と言えます。

また、障がい福祉市民アンケートでは、障がいに対する理解を深めるために必要なことは、「障がい者が地域で生活できるように環境整備を図ること」42.3%、「学校での福祉教育の充実」32.7%、「日常生活で障がい者と接する機会が多くなること」19.2%の順となっています(P37 Q8)。

障がい福祉や障がいのある人についての理解を深めるための機会の創出や啓発活動を行うとともに、障がいのある人も職場、学校、生活の場、地域活動、スポーツ文化活動など様々な場面に主体的に参画し、交流ができるよう努めていく必要があります。

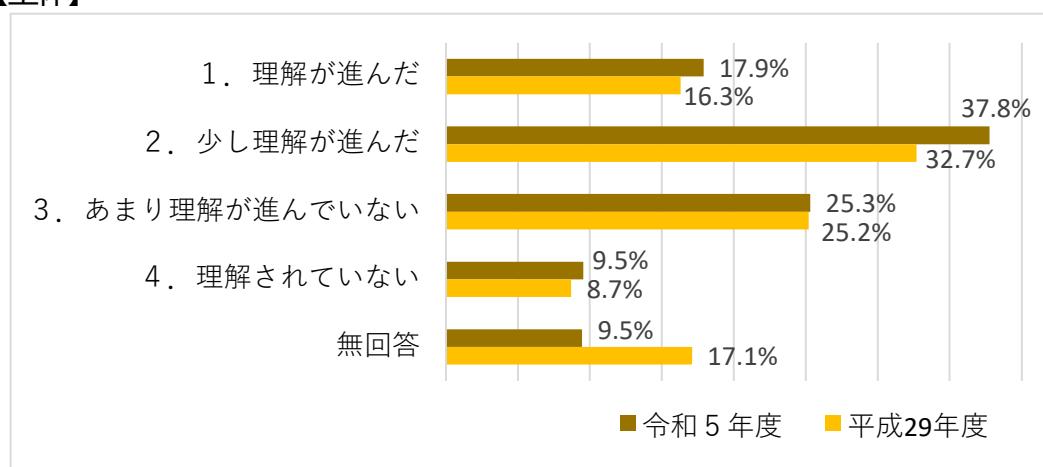
【指標実績】前計画（平成27年度～令和6年度）の振り返り

| 項目 | 実績(H25) | 実績(H29) | 実績(R5) | 目標(R6) | 評価 |
|--|---------|---------|--------|--------|-----|
| 障がい福祉に「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」と答えた人の割合【障がい福祉市民アンケート】 | 63.5% | 59.7% | 70.8% | 80% | 未達成 |
| 障がいに関する各種講座や体験学習の開催回数 | 25回/年 | 25回/年 | 24回/年 | 50回/年 | 未達成 |

Q5 あなたは障がいや障がい者に対する理解についてどのように感じますか。

〔障がい者アンケート〕

【全体】

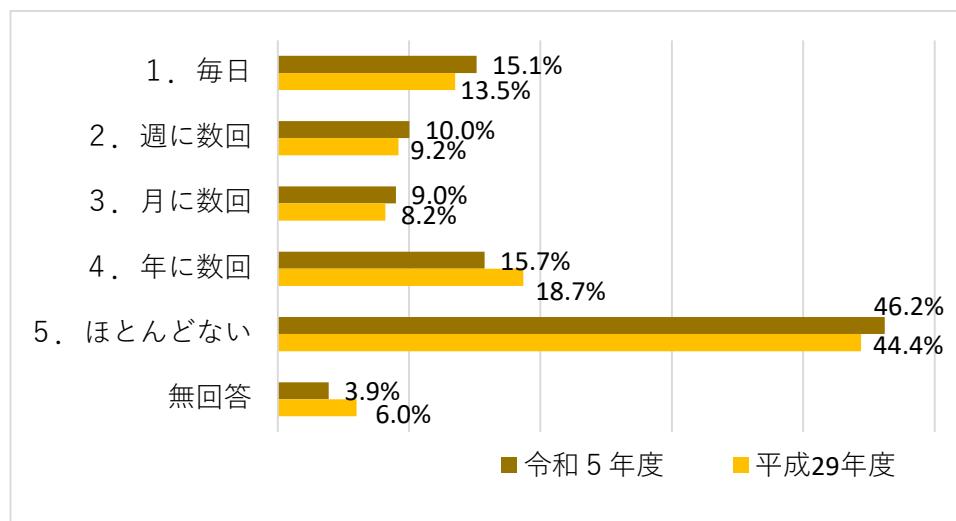


【Q5 令和5年度・障がい種別ごとの割合】

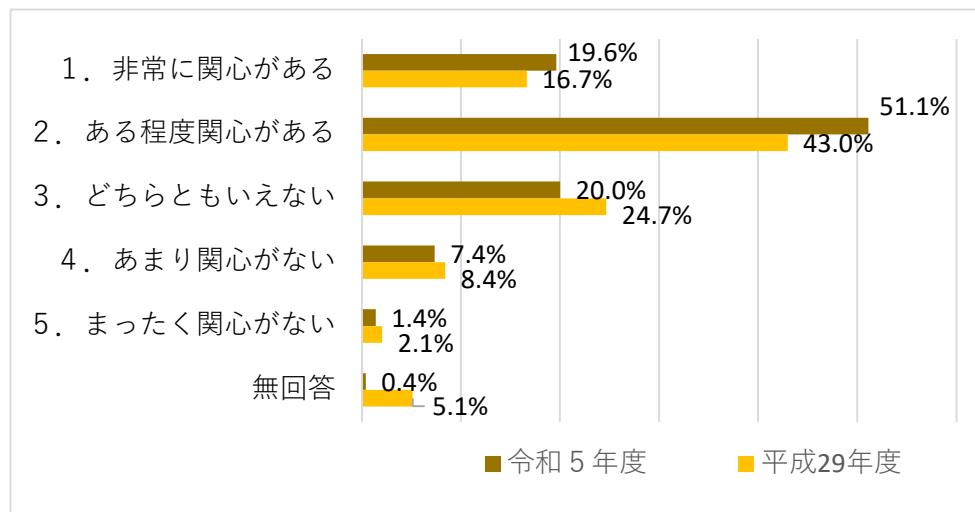
(%)

| | 身体 | 知的 | 精神 | 難病 | 発達 | 高次脳機能 | 医療的ケア児・者 | 全体 |
|-----------------|------|------|------|------|------|-------|----------|------|
| 1. 理解が進んだ | 21.0 | 8.4 | 14.6 | 14.3 | 8.8 | 14.9 | 20.5 | 17.9 |
| 2. 少し理解が進んだ | 38.0 | 42.7 | 32.7 | 36.6 | 37.4 | 31.9 | 38.5 | 37.8 |
| 3. あまり理解が進んでいない | 22.8 | 31.4 | 27.6 | 31.7 | 35.7 | 36.2 | 22.4 | 25.3 |
| 4. 理解されていない | 7.7 | 10.0 | 17.7 | 8.1 | 13.2 | 10.6 | 9.4 | 9.5 |
| 無回答 | 10.7 | 7.5 | 7.5 | 9.3 | 4.9 | 6.4 | 9.4 | 9.5 |

Q6 あなたは、日常生活において身体障がい者、知的障がい者、精神障がいの方との程度接する機会がありますか。【障がい福祉市民アンケート】

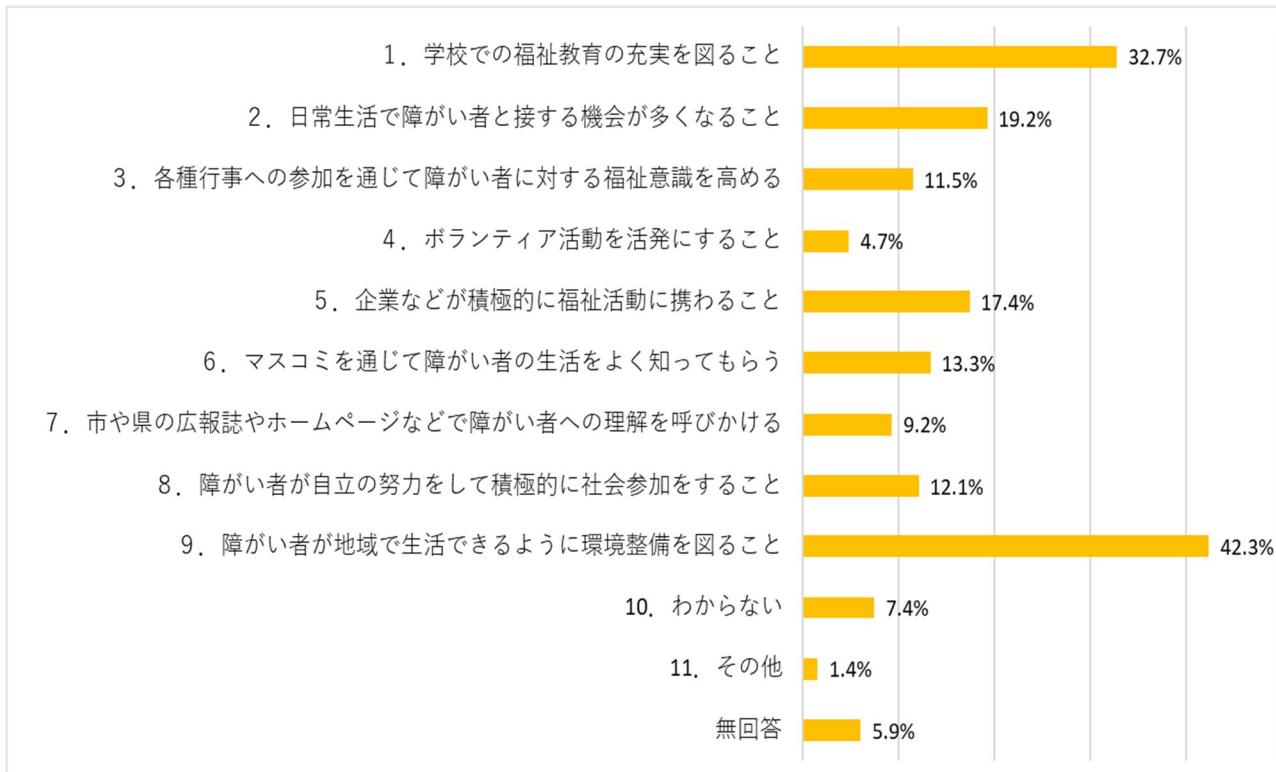


Q7 あなたは、障がい者の福祉に関心がありますか。【障がい福祉市民アンケート】



Q8 あなたは、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために何が必要だと思いますか。（2つ以内） **〔障がい福祉市民アンケート〕**

【令和5年度】



【課題】

- 障がい者理解の効果的な啓発の工夫
- 障がい者理解のための福祉教育の実施

施策・取組

1 周知啓発による理解の推進

互いに尊重し合い、共に生きる地域社会を目指すには、障がいの有無にかかわらず、様々な活動へ参加し、障がいについての知識と理解を深めることが必要であり、広報や市公式ホームページ等を活用し、障がい福祉に関する制度や事業を周知するとともに、障がいのある人のスポーツ大会や作品展、障がい者施設等において制作・生産された物品の販売会など障がいのある人の活動を市民に発信することで、障がいのある人と接する機会のない人や障がい福祉にあまり関心のない人が障がい福祉について考えるきっかけとなるよう努めます。また、障がいの有無にかかわらず、同じ立場で参加できるインクルーシブなイベント等により、

互いに分け隔てなく接することができる機会を創出し、障がい者理解を推進します。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|--------------|----|---------------------------------|
| 周知啓発による理解の推進 | 16 | 広報や市公式ホームページ等の媒体を利用した啓発 |
| | 17 | パンフレットの作成、配布 |
| | 18 | スポーツ、芸術文化、販売会等を通じての障がいのある人の活動発信 |

2 福祉教育の推進

全ての世代、地域社会や就労の場において、障がいのある人への理解を深め、障がいのある人もない人も生活や活動がしやすくなるよう、出前講座などを通じて障がい福祉や障がいのある人への理解が深まるよう取り組みます。障がいのある人の擬似体験の実施や手話について紹介するなど学びの機会を作ります。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|---------|----|-------------------------|
| 福祉教育の推進 | 19 | 集団保育による交流促進 |
| | 20 | 児童生徒を対象とした障がい者理解の推進 |
| | 21 | 高齢者を対象としたの障がい者理解の推進 |
| | 22 | 生涯学習による障がい者理解の推進 |
| | 23 | 障がい者疑似体験等の実施 |
| | 24 | 障がい福祉に関する出前講座の実施 |
| | 25 | 中途失聴・難聴者、初心者向けの手話講座等の開催 |

施策の成果・管理指標

| 項目 | 前計画 | | 本計画 |
|---|---------|--------|---------|
| | 実績(H25) | 現状(R5) | 目標(R11) |
| 障がい福祉に「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した人の割合 【障がい福祉市民アンケート】 | 63.5% | 70.8% | 75% |
| 障がいのある人が、障がいのある人への理解について「理解が進んだ」「少し理解が進んだ」と回答した人の割合 【障がい者アンケート】 | 54.5% | 55.7% | 65% |

IV 保健・医療の充実

現状と課題

障がいのある人の保健・医療の充実のためには、障がいにつながる疾病の予防と早期発見が重要です。さらに、視覚・聴覚・肢体不自由・内部障がいなどの身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病など障がい特性、子ども、高齢者、医療的ケア児など障がいのある人の状態、生活実態等に応じた対応が求められます。

市は、障がいの原因となる生活習慣病の発症を予防し、健康維持を目的とした意識啓発や保健指導、運動の推奨に努めており、引き続き生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導に取り組んでいく必要があります。

乳幼児・児童・生徒については、健康診査・健康診断、療育センター受診から障がい福祉サービスの利用につながるケースも多く、令和5年度の障がい福祉サービスの新規利用は、未就学児を対象とした児童発達支援179件、就学中の児童生徒を対象とした放課後等デイサービス172件となっています。疾病の早期発見及び早期治療、早期療育につながるよう保健・医療の充実に引き続き取り組む必要があります。

医療的ケアを要する状態にある障がいのある子どもが、心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、関係機関による連携・協力体制の構築が求められています。市は令和4年度から、医療的ケア児等コーディネーターの配置や府内連携会議を立ち上げるなど、保健・医療・福祉・教育の関係機関の連携を図ることで、ライフステージに応じて必要な支援を切れ目なく提供できる体制を構築したところですが、具体的ニーズに対応することができる体制を充実させていく必要があります。

障がいのある人の状況では、精神障がいのある人の増加が顕著で、本市における精神保健福祉手帳所持者数は、令和5年度3,761人と10年前の平成25年度1,924人の1.95倍になっており、自立支援医療（精神通院）の受給者数も令和5年度は6,008人と平成25年度3,908人の1.54倍となっています（P15 図6、図7）。

心の健康に関する取組は、喫緊の課題となっており、保健所等により心の健康づくりに取り組むことはもとより、訪問等によるアウトリーチでの相談など、相談・支援体制の充実や精神障がいのある人の社会復帰や自立と社会参加への支援、家族支援、当事者の居場所をつくる取組など、様々なアプローチが必要です。

【指標実績】前計画（平成27年度～令和6年度）の振り返り

| 項目 | 実績(H25) | 実績(H29) | 実績(R5) | 目標(R6) | 評価 |
|---|---------|---------|--------|--------|-----|
| 悩みや問題を抱えたとき相談できるところ(人や場所)があると回答した人の割合【健康づくりに関する市民アンケート】 | 72.2% | 74.6% | 70.9% | 80%* | 未達成 |

*第2次もりおか健康21プラン³²目標値

【課題】

- 障がいの原因となる疾病の予防と障がいの早期発見
- 精神障がい者に対する理解の促進と相談支援体制の充実
- 難病患者や高齢障がい者に対する支援
- 医療的ケア児・者に対する支援体制の強化

施策・取組

1 疾病の予防と早期発見

妊産婦・乳幼児・児童・生徒に対する健康診査・健康診断及び保健指導の充実を図るとともに、これらの活用により、疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期支援を推進します。

また、生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進行等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|------------------------|----|-----------------------|
| 障がいにつながる疾病の予防と障がいの早期発見 | 26 | 健康診査・健康診断と診断後の支援体制の充実 |
| | 27 | 保健指導の推進 |
| | 28 | 感染症予防の推進 |
| | 29 | 健康相談・指導の実施 |

32 市民の健康づくりを総合的に推進することを目的とした盛岡市基本構想の健康づくりに関する分野の領域計画。健康づくりに関する市民アンケートは、もりおか健康21プランの評価を目的に、市民を対象としたアンケート。

2 精神保健施策の推進

心の病気は誰にでも起こり得る病気であり、ゲートキーパーや心のサポーターの養成など、心の病気や精神障がいのある人への理解の促進に努めるとともに、地域住民の健康を支える役割を担う保健所等により、心の健康づくりを推進します。精神科医や保健師等による面接、訪問等による心の健康に関する相談支援など、関係機関と連携し支援体制の充実を図ります。

また、家族のための精神保健講座の開催、家族会の周知、地域活動支援センター事業等の利用により、家族支援及び当事者の居場所づくりに取り組みます。

成人になってから発達障がいに気がつく場合、その特性から生活や仕事の中でつまずいたり、困難が続いている生きづらさを感じたりストレス状態が続くと、抑うつになったり突然的にパニック状態になるなどの症状が出現してしまうおそれもあるため、専門の相談窓口や医療機関へ相談しやすいような支援体制の充実を図ります。

さらに、地域で自立した生活を送ることができるよう、心の病気を抱える人や発達障がいの人の生活支援や就労支援の充実に努めます。

特に、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置するなどして、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム³³の構築に係る取組を進めます。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|-----------|----|------------------------------|
| 精神保健施策の推進 | 30 | 精神障がい者に対する理解の促進 |
| | 31 | 精神保健に関するボランティアの育成と活動支援 |
| | 32 | 精神保健福祉相談（保健師等による電話・面接・訪問）の実施 |
| | 33 | 精神科医による面接相談・助言等の実施 |
| | 34 | 社会復帰及び自立と社会参加への支援の充実 |
| | 35 | 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 |

3 難病対策の推進

難病患者やその家族に対して情報提供を行うとともに、医師による講演会、個別相談を開催し、日常生活上の悩みや不安の解消が図れるよう支援します。

また、保健・医療・福祉の実施機関の連携のため、在宅難病患者支援事業連絡会による研

³³ 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのことであり、地域共生社会の実現に欠かせないもの。

修会の実施や盛岡広域圏難病対策地域協議会において情報共有を図ります。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|---------|----|-----------------------------|
| 難病対策の推進 | 36 | 在宅療養の支援及び情報提供・相談支援の実施 |
| | 37 | 居宅生活支援による自立と社会参加の促進 |
| | 38 | 要支援患者への保健・医療・福祉の総合的なサービスの提供 |

4 医療的ケア児・者への対応

医療的ケア児・者へ必要な支援を行えるよう、支援関係機関が連携し、情報交換を行う場として、令和2年度に盛岡広域圏医療的ケア連絡協議会、令和4年度に医療的ケア児支援庁内連携会議を設置しました。引き続き課題解決の方法等についての協議や情報共有を図るとともに、医療的ケア児支援庁内連絡会議において、医療的ケアを伴う重症心身障がい児・者など、医療的ケア児・者の各ライフステージに応じた必要な支援を行うため、庁内関係課による個別ケースの検討会議を実施します【新規】。

また、令和4年度には福祉職の医療的ケア児等コーディネーターを配置し、日常生活面の支援（就園、就学のアドバイスや利用できる社会資源の調整など）を行っていますが、日々の医療的ケア（たん吸引等の医行為、服薬の指導など）について、主治医や医療機関から示される情報や処置上の指示事項をヘルパーや学校所属の看護師などに伝達し、サポートを行うことが想定されるため、医療職のコーディネーターの配置を目指します【重点】。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|--------------|----|---------------------------------------|
| 医療的ケア児・者への対応 | 39 | 保健・医療・福祉・教育等の連携による支援の推進 |
| | 40 | 盛岡広域圏医療的ケア連絡協議会、医療的ケア児支援庁内連携会議による情報共有 |
| | 41 | 個別ケース検討会議の開催 |
| | 42 | 医療的ケア児等コーディネーター配置事業の強化 |

5 障がいのある人の高齢化への対応

障がいのある人の高齢化により、心身の障がいと加齢による身体・認知機能の低下によって、これまでできていたことが困難になるなど、障がいのある人がさらに困難な状況に置かれることが想定されるため、障がい福祉サービスや介護保険サービスが適切に利用できるよう、関係機関と連携を図るとともに、情報提供を行います。

また、障がい福祉サービスの利用者が65歳になっても使い慣れた事業所でサービスを受けられるよう、高齢者や障がい児・者が共に利用できる共生型サービス³⁴の活用促進を図るため、障がい福祉事業所への周知に努めます。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|-----------------|----|-----------------------------|
| 障がいのある人の高齢化への対応 | 43 | 介護福祉・高齢者福祉をはじめとする関係機関との連携強化 |
| | 44 | 高齢障がい者や家族に対する情報提供 |
| | 45 | 障がい福祉事業所への共生型サービスについての周知 |

施策の成果・管理指標

| 項目 | 前計画 | | 本計画 |
|---|---------|--------|----------------|
| | 実績(H25) | 現状(R5) | 目標(R11) |
| 悩みや問題を抱えたとき相談できるところ(人や場所)があると回答した人の割合【健康づくりに関する市民アンケート】 | 72.2% | 70.9% | 84.0% (R10) |
| 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数 | — | 1人 | 2人 |
| 医療的ケア児支援室内連携会議及び個別ケース検討会議の開催 | — | 年3回 | 年4回以上 |

³⁴ 障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、介護保険法の訪問介護・通所介護・(介護予防)短期入所生活介護については、「共生型サービス」として指定が可能になる制度。これにより、障がい者が65歳になって、障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行しても同じ事業所からのサービス提供が可能となるもの。

▽ 療育・教育の充実

現状と課題

市は、心身の発達に障がいが疑われる乳幼児の早期発見、早期療育を図るため、小児科医、作業療法士、精神発達専門員等が、総合的に診査する「乳幼児総合診査事業」や、障がいのある子どもや発達面で課題のある子どもの総合的な相談窓口となる「子ども発達相談支援事業」を実施するなど、障がいを早期に発見し、保護者に障がいの認知を促しながら、早い段階から障がい特性に応じた療育・教育につながるよう支援しています。

しかしながら、当事者団体との懇談会において発達障がいのある子どもの保護者からは、情報が少なくどのように対処していくか分からず不安であったなどの意見があることから、相談支援の充実はもとより、保健、福祉、教育の各分野と当事者団体などが連携し、支援に関する情報提供を積極的に行う必要があります。

教育については、障害者基本法においては、障がいのある児童及び生徒が、その年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がいのない児童・生徒と共に教育を受けられるよう配慮し、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないとされています。

共生社会の形成と障がいのある子どもの将来の自立や社会参加を見据え、人間の多様性の尊重や障がいのある人も社会に効果的に参加することを可能にするとの目的の下、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブな教育システムを推進し、同じ地域や学校で共に学ぶことへの周囲の理解を促していく必要があります。

また、円滑な就学や就学後の継続的な支援が求められており、障がい者アンケートでは就学前の障がいのある子どもの保護者からは、就学について何をどのように準備すればいいのか分からぬなどの声があり、積極的な情報提供が望まれています。また、就学中の障がい児の保護者からは、関係者間での引継ぎや情報共有を求める声があり、家庭、保健、医療、福祉、教育の連携強化が課題と言えます。

発達障がいや医療的ケアを要するなど様々な障がい特性や障がいのある子どものライフステージに応じた、切れ目のない支援が求められていることから、教育的ニーズの把握と適切な情報提供、合理的配慮など柔軟できめ細やかな対応が求められています。

【事業実績】子ども発達相談支援事業

子ども発達相談支援事業は、専門相談員1名が電話や来所の相談、保育所等の巡回訪問支援を行っており、対応件数や対象人数からもニーズの高さがうかがえます。一定の成果はあるものの、これ以上の対応は難しい状況にあることから、より充実した支援が行われるよう専門相談員の増員に取り組む必要があります。

○表5 子ども発達支援事業の実績

| | 相談支援(電話・来所) | | 巡回訪問支援 | |
|-------|-------------|--------|---------|-------------|
| | 相談件数(件) | 実人数(人) | 訪問回数(回) | 支援を受けた人数(人) |
| 令和3年度 | 203 | 195 | 117 | 503 |
| 令和4年度 | 126 | 119 | 132 | 599 |
| 令和5年度 | 83 | 85 | 156 | 819 |

【課題】

- 障がいの早期発見と支援の充実
- 子ども発達相談支援事業の充実
- 相互理解につながる学習の場の提供
- ライフステージに応じた情報提供
- 関係機関の連携強化と情報共有

施策・取組

1 療育の充実

心身の発育に障がいが疑われる乳幼児の早期発見、早期療育を図るために、乳幼児総合診査事業を引き続き実施します。また、受診の結果、発達面の遅れが認められる乳幼児と保護者に対して、療育指導を行うために、遊びと相談の場として親子教室や個別相談を実施します。

さらに、障がい児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターにおいては、親子通園事業（わらしち教室）を実施し、発達障がいや発達に心配のある乳幼児の成長を支援します。

保護者に対しては、ペアレントトレーニングやふれあいペアレントプログラム³⁵を実施するなどにより支援します。

また、子ども発達相談支援事業においては、巡回訪問中も保護者からの電話相談や来所相談に十分対応できるよう、相談員の増員による相談支援体制の充実を図り【重点】、児童発達支援センターの機能強化につなげます。

障がいのある子どもや発達に心配のある子どものライフステージに応じて切れ目のない支援ができるよう、保健、福祉、教育等の各分野の委員で構成される、盛岡市自立支援協議会子ども発達支援分科会等において、関係機関との情報共有を行い、連携強化を図ります。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|--------------------|----|------------------------|
| 乳幼児の療育の充実 | 46 | 親子通園事業の充実 |
| | 47 | ペアレントトレーニング等の充実 |
| | 48 | 子ども発達相談支援事業の拡充 【重点】 |
| | 49 | 障がい児個別支援ファイルの活用 |
| 保育所・幼稚園・関係機関との連携強化 | 50 | 障がい児保育・障がい児教育の理解の促進 |
| | 51 | 関係機関の連携による相談・支援体制の充実 |

2 教育の充実

障がいのある子どもの将来の自立と社会参加を見据え、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供することにより、障がいのある子どもが授業内容を理解し、学習に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごすことができるよう、就学の相談の際には就学支援シート³⁶を活用し学校と家庭の情報共有を推進しています。引き続き、学校と保護者の共通理解を図るために、子どもの教育的ニーズに即応した情報提供や相談・支援体制の充実に努めます。

35 【ペアレントトレーニング】子どもの行動変容を目的として、保護者がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを身につけることを目指し、保護者とのこどもへの関わり方を変えることで、子どもの適切な行動を増やして不適切な行動を改善し、子どもの健やかな成長発達を促進することを目的とした、心理教育的アプローチ。
【ふれあいペアレントプログラム】社会的コミュニケーション発達が気になる子の保護者に子育ての方法（関わり方や遊び方）を学んでもらうプログラム。こどもを観察し日常生活行動や遊びを通して子どものコミュニケーション能力を高めることを目的とし、こどもとの良好なコミュニケーションを構築するための関わりの工夫を学ぶ発達論的アプローチ。

36 保護者が、幼稚園・保育所等と協力して作成し、就学予定校に提出することにより、就学後の生活、学習を円滑にスタートすることができるようとするためのシート。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|-------------------|----|-----------------|
| 就学期における相談・支援体制の充実 | 52 | 教育相談等資料の活用 |
| | 53 | 教育相談の充実 |
| | 54 | 「就学支援シート」の作成・活用 |

子どもの状況に応じた学びの場や、適切な指導と必要な支援の検討を行うなど、特別支援教育³⁷体制の充実を図り、継続的な相談・支援を進めます。障がいのある児童生徒に限らず、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対しては、スクールアシスタント³⁸を配置し指導・支援しているほか、令和6年度は5校9人の看護師配置による医療的ケアを必要とする児童生徒への支援を実施しており、引き続き支援するとともに、医療、福祉、教育分野の連携を図ります。

また、特別支援学校に在籍する児童生徒が地域の学校に副次的な席を置く交流籍による交流及び共同学習に取り組んでおり、児童生徒の状況に応じて引き続き取り組みます。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|----------------|----|------------------------|
| 就学後の相談・支援体制の充実 | 55 | 相談・支援体制の充実 |
| | 56 | 地域資源を活用した指導・支援の充実 |
| | 57 | 進路・就労支援の充実 |
| | 58 | 盛岡市障がい児教育推進協議会の充実 |
| | 59 | 交流及び共同学習の推進 |
| | 60 | スクールアシスタント・看護師の配置による支援 |

施策の成果・管理指標

| 項目 | 前計画 | | 本計画 |
|------------------------|---------|--------|---------|
| | 実績(H25) | 現状(R5) | 目標(R11) |
| 子ども発達相談支援事業の相談支援員の配置人数 | — | 1人 | 2人以上 |

37 障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

38 学校生活の中で支援が必要な児童生徒に対して、個別に必要な支援を行う市費負担職員。

VI 就労・経済的自立への支援の充実

現状と課題

障がいのある人の社会的・経済的な自立を実現するためには、福祉的就労³⁹のほか、一般就労に向けた取組も必要です。平成30年度には障がい福祉サービス利用から一般就労した後の職場定着を図るため、障がい福祉サービスに就労定着支援が創設されました。また、就労機会の拡大による職業的自立を図る目的で、民間企業における法定雇用率が令和2年度の2.3%から令和6年4月に2.5%に引き上げられ、さらに令和8年7月には2.7%に引き上げられることとなっています。このような中で盛岡公共職業安定所管内の障がい者実雇用率は、令和2年度以降上昇し続け、令和5年度には法定雇用率を上回る2.35%となりました。

就労継続支援事業所A型における賃金は、平成29年度は岩手県の平均75,144円に対し、盛岡圏域管内の平均は74,328円、令和4年度は岩手県の平均賃金87,351円に対し、盛岡圏域管内の平均賃金は87,192円と、いずれも盛岡圏域管内の平均賃金は県平均を下回っています（P49 表6）。

また、就労継続支援事業所B型における工賃は、平成29年度では岩手県の平均は18,982円、盛岡圏域管内の平均は16,790円と、いずれも平成29年度の県の目標値20,000円を下回っています。令和4年度では岩手県の平均が19,949円と県の目標値19,903円を達成していますが、盛岡圏域管内の平均は18,279円と、県の目標値を下回っています（P49 表7）。

一方、一定期間の訓練等を経て一般就労を目指す就労移行支援事業については、令和4年度は利用者83人に対して、同事業から一般就労に移行した者は55.4%の46人でしたが、令和5年度は利用者79人に対して、同事業から一般就労に移行した者は77.2%の61人であり、就労率が上昇しています（P49 表8）。

障がい者アンケートから障がいのある人の就労状況をみると、「収入を伴う仕事をしている」が33.8%となっており、現在仕事をしていない人のうち「今後仕事をしたい」が18.2%となっています（P49 Q9、P50 Q10）。引き続き就労支援事業者からの情報を注視し、就労相談を充実させ、発達障がいを含め、様々な障がい特性により就労の困難さを抱える人の解消に努めるとともに、関係機関と連携し、新たな就労先の確保を図る必要があります。

³⁹ 一般就労が困難な障がい者が、就労継続支援事業所や地域活動支援センター等で福祉的配慮のもとで働くことをいう。就労継続支援A型を除き、ここで得られる工賃は、最低賃金法の適用外である。

【指標実績】前計画（平成27年度～令和6年度）の振り返り

| 項目 | 実績(H25) | 実績(H29) | 実績(R5) | 目標(R6) | 評価 |
|------------------------------------|---------|---------|--------|--------|-----|
| 収入のある「仕事をしている」と答えた人の割合 【障がい者アンケート】 | 26.3% | 23.9% | 33.8% | 40% | 未達成 |
| 盛岡管内障がい者実雇用率 【岩手労働局データ】 | 1.74% | 2.12% | 2.35% | 2.2% | 達成 |

○表6 就労支援事業所A型の賃金推移 (円)

| | 実績(H27) | 実績(H29) | 実績(R4) |
|----------|---------|---------|--------|
| 県の平均賃金 | 71,193 | 75,144 | 87,351 |
| 盛岡圏域平均賃金 | 71,922 | 74,328 | 87,192 |

【出典】岩手県『岩手県内の障がい者就労支援事業所における工賃（賃金）の支払状況（圏域・事業形態別）』

○表7 就労支援事業所B型の工賃推移 (円)

| | 実績(H27) | 実績(H29) | 実績(R4) |
|----------|---------|---------|--------|
| 県の目標工賃 | 19,000 | 20,000 | 19,903 |
| 県の平均工賃 | 18,713 | 18,982 | 19,949 |
| 盛岡圏域平均工賃 | 16,167 | 16,790 | 18,279 |

【出典】岩手県『岩手県内の障がい者就労支援事業所における工賃（賃金）の支払状況（圏域・事業形態別）』

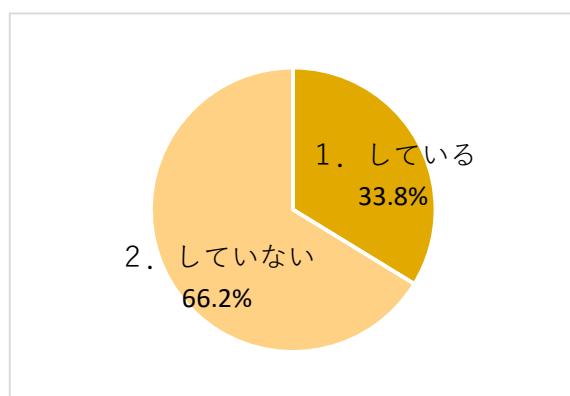
岩手県『第4期岩手県障がい者工賃向上計画【概要版】』

○表8 盛岡市の就労移行支援の推移 (人)

| | 実績(R3) | 実績(R4) | 実績(R5) |
|-------------------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 80 | 83 | 79 |
| 就労移行支援事業からの一般就労者数 | 47 | 46 | 61 |

Q9 あなたは現在、収入を伴う仕事をしていますか。【障がい者アンケート】

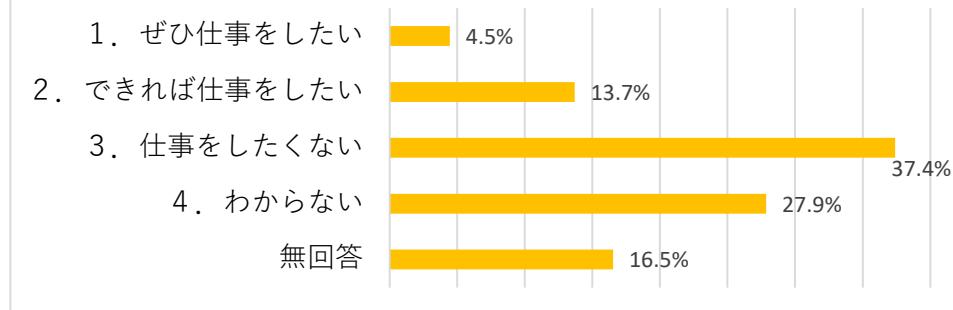
【令和5年度】



Q10 現在、収入を伴う仕事をしていないと回答した方は今後仕事をしたいと思いますか。

〔障がい者アンケート〕

【令和5年度】



【課題】

- 福祉的就労、一般就労支援の充実
- 就労支援事業所の賃金・工賃アップ
- 就労支援事業所及び関係機関との連携
- 新たな就労先の確保の検討

施策・取組

1 就労への支援

障がいのある人が一人ひとりの能力・適性に応じた就労ができるよう支援します。

一般就労を目指す障がいのある人がより多く就労できるよう、就労移行支援や相談支援活動を充実させるとともに、就労定着支援を活用し、就労後の職場定着・継続就労を支援します。就労継続支援A型事業所が安定した経営を継続していくよう、事業者を対象とした企業経営に関する相談を促します。

また、就労支援事業所と農業生産法人等とのマッチングによる農福連携⁴⁰等、障がいのある人の適切な就労の場の確保について検討します。

さらに、就労支援事業所の賃金・工賃アップについては、集客が見込めるイベントなどの販売会や、実態に応じた支援などを就労支援事業所と共に検討していきます【重点】。

併せて、市がこれまで率先して取り組んできた障がい者福祉施設等からの物品等の優先調達について、引き続き推進していきます。

40 障がい者等が農業分野で活躍することを通じ自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。担い手不足や高齢化が進む農業分野において新たな働き手の確保につながる可能性もあるとされている。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|--------------------------|----|-------------------------------|
| 福祉的就労及び一般就労 に向けた支援の充実 | 61 | 盛岡広域圏障害者自立支援協議会就労支援分科会との連携 |
| | 62 | 障がい者雇用に関する啓発と就業相談の充実 |
| | 63 | 就業定着への支援 |
| | 64 | 自営業者等に対する支援 |
| | 65 | 福祉的就労事業所への支援 |
| | 66 | 販売会等の実施による工賃アップに向けた支援 【重点】 |
| | 67 | 農福連携の検討 |
| | 68 | 障がい者施設等からの物品等の優先調達の推進 |

2 経済的支援の充実

障がいのある人が活用できる経済的支援制度としては、特別障害者手当、特別児童扶養手当などの各種手当や障害年金制度、重度心身障害者医療費等の助成制度があります。手帳交付時や市公式ホームページを活用した制度の周知を行います。また、障がい福祉の指定特定相談支援事業者や介護保険の指定居宅介護支援事業者などにも制度の周知を図ります。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|------------|----|--------------------------------------|
| 経済的支援制度の周知 | 69 | 障害年金制度の周知徹底 |
| | 70 | 特別障害者手当等の制度の周知徹底 |
| | 71 | 重度心身障がい者医療費助成制度、中度身体障がい者医療費助成制度の周知徹底 |

施策の成果・管理指標

| 項目 | 前計画 | | 本計画 |
|--|---------|--------|------|
| | 実績(H25) | 現状(R5) | |
| 収入のある「仕事をしている」と答えた人の割合 【障がい者アンケート】 | 26.3% | 33.8% | 44% |
| 盛岡管内障がい者実雇用率（令和8年以降の法定雇用率 2.7%）【岩手労働局データ】 | 1.74% | 2.35% | 2.7% |

VII 社会参加・交流の促進

現状と課題

障がいのある人が地域の一員として自立して生活し、社会参加を支援するため、市は、タクシー運賃の助成、手話通訳者や要約筆記者の派遣などにより、障がいのある人の社会経済活動への参加を推進してきました。

障がい者アンケートでは、外出を「週1回以上」すると回答した人は71.9%となっています (P53 Q11)。また、交通手段は多い順に、「家族運転の自動車」、「徒歩」、「本人運転の自動車」、「バス、タクシー」の順となっており (P53 Q12)、外出の際困ることとして、「タクシー等の経費」との回答が21.8%と、「特にない」を除き最も多い状況です (P63 Q15)。

障がい者団体との懇談会においては、路線バスの減便やタクシーの予約がしづらく不便になっているとの声もあり、障がいのある人の主要な交通手段である公共交通機関の状況を注視していく必要があります。

交流促進については、市障がい者スポーツ大会や市障がい者芸術文化祭を開催し、交流を促進してきました。社会の中で、障がいのある人のスポーツやアートが評価されるようになり、市内においてもホテルの内装や商品パッケージに障がいのある人の作品が採用されるなど障がいのある人の芸術的な活動が注目されるようになっています。

障がい者アンケートでは、スポーツ・趣味の活動について、「している」は23.1%、「今後したい」が19.0%となっており、情報提供や参加の機会の創出が望まれています (P54 Q13)。

また、住み慣れた地域で、地域の活動に参加し日常生活を送れるよう、移動支援やコミュニケーション支援などの地域生活支援事業に引き続き取り組む必要があります。

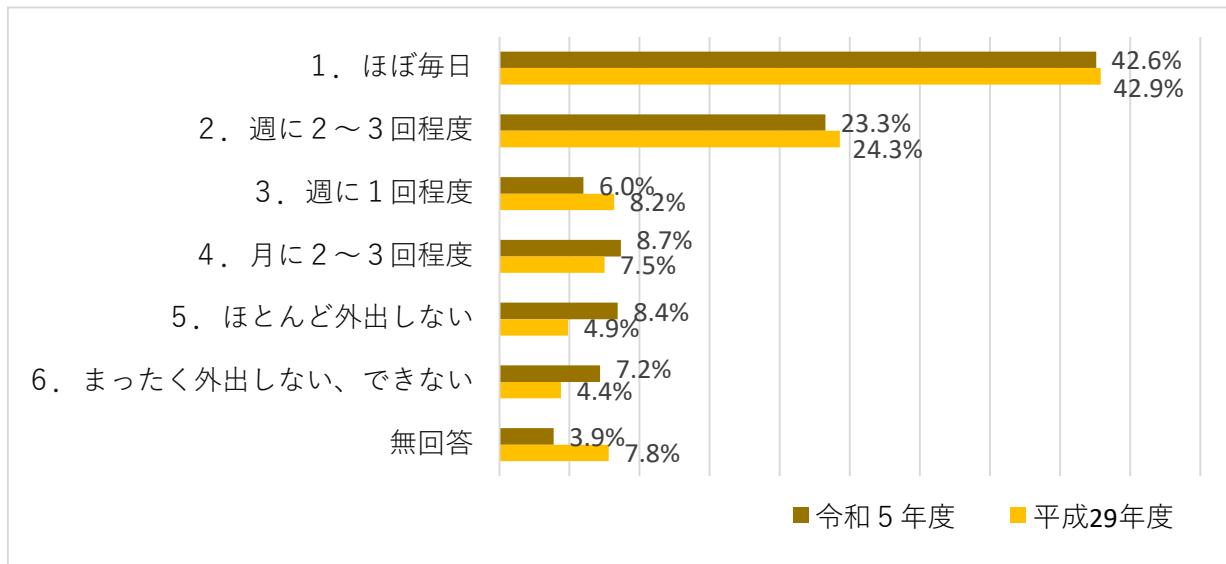
障がい者アンケートでは、地域行事に「よく参加している」3.1%、「時々参加している」15.8%となっており (P54 Q14)、障がいのある人もない人も地域活動に参加しやすい環境となるよう、地域においてお互いを尊重し、障がいのある人への理解と合理的配慮が求められています。

障がいのある人の社会参加・交流は、障がいのある人への理解の促進にもつながるものであり、共生社会の構築のためにも、引き続き推進していく必要があります。

【指標実績】前計画（平成27年度～令和6年度）の振り返り

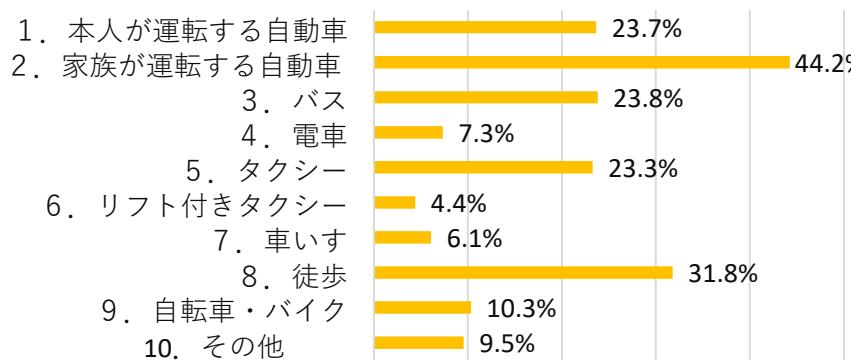
| 項目 | 実績(H25) | 実績(H29) | 実績(R5) | 目標(R6) | 評価 |
|--|---------|---------|--------|--------|-----|
| 障がい者スポーツや趣味の活動を「している」と答えた人の割合 【障がい者アンケート】 | 22.6% | 23.9% | 23.1% | 30% | 未達成 |

Q11 あなたは日頃どれくらい外出しますか。【障がい者アンケート】

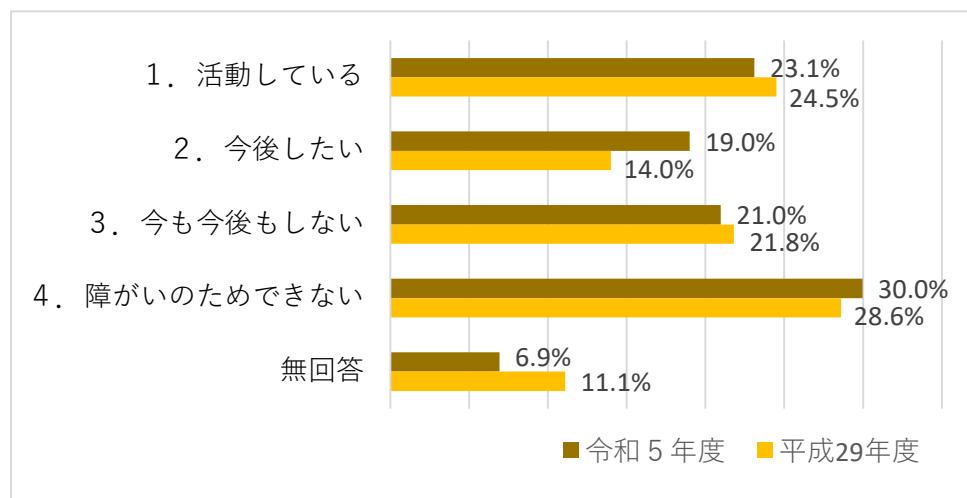


Q12 外出するときの交通手段は何ですか。（当てはまるものすべて）【障がい者アンケート】

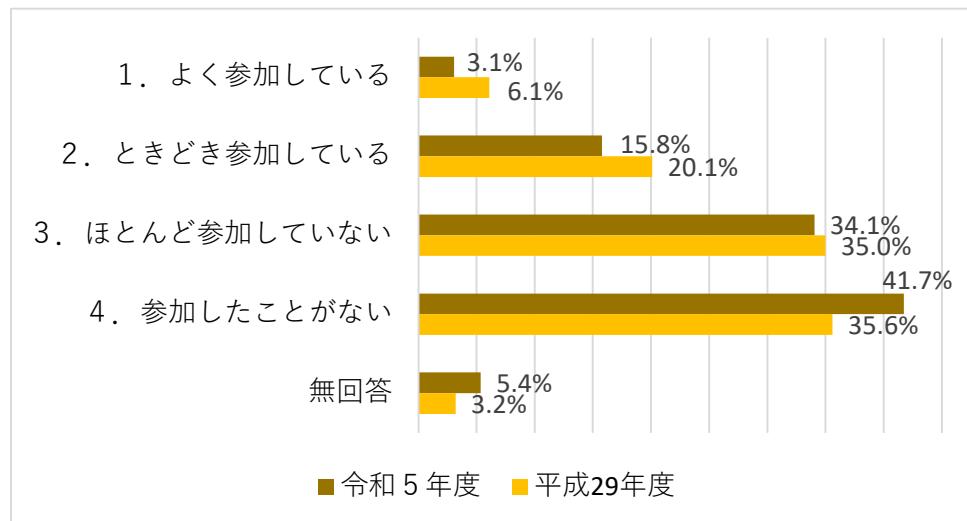
【令和5年度】



Q13 あなたはスポーツや趣味の活動を行っていますか。 [障がい者アンケート]



Q14 あなたは地域行事に参加していますか。 [障がい者アンケート]



【課題】

- 交通手段の費用負担の軽減
- 地域活動など社会参加の支援
- 障がい者スポーツ・文化活動の推進
- 地域活動における障がいのある人に対する理解と配慮の推進

施策・取組

1 社会参加のための支援

障がいのある人の社会参加をさらに推進するため、障がいの特性に配慮した支援を行いま

す。

また、社会参加の支援につながる公共交通機関の割引制度等について、周知を行います。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|------------|----|-------------------------------------|
| 社会参加のための支援 | 72 | 身体障害者補助犬 ⁴¹ の給付 |
| | 73 | 手話通訳者・要約筆記者の派遣による聴覚障がい者のコミュニケーション支援 |
| | 74 | 障がいのある人の生活訓練のための講座の開催 |
| | 75 | 重度障がい者等への移動支援のためのタクシー・ガソリン券助成 |
| | 76 | 重度身体障がい者の移動支援のための送迎サービスの実施 |
| | 77 | 身体障がい者に対する自動車運転免許の取得、自動車改造費の一部助成 |
| | 78 | 公共交通機関における障がい者割引制度等の周知 |

2 スポーツ・文化活動の促進

障がいのある人の社会参加と交流を図るため、障がいの有無にかかわらず、それぞれが持つ個性や能力を発揮できるよう、スポーツ・文化活動を促進します。

社会参加と交流を目的とした盛岡市障がい者スポーツ大会の拡充に努めるほか【重点】、啄木の里ふれあいマラソンやいわて盛岡シティマラソンの開催等、障がいのある人が自分の能力に応じて参加できる機会の創出に努めます。

平成30年には障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行され、文化芸術活動の推進が求められています。障がい者団体や事業所等と連携し、盛岡市障がい者芸術文化祭への参加の呼びかけや開催周知を行うとともに【重点】、作品の発表にとどまらず、制作した障がい者と市民が作品を通じて交流できる機会を創出するなど地域社会との交流の促進を図ります。

⁴¹ 身体障害者補助犬法では、盲導犬、聴導犬、介助犬を身体障害者補助犬と規定しており、身体障がい者の自立と社会参加に資するものとして、法に基づき訓練・認定された犬。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|--------------|----|-------------------------------|
| スポーツ・文化活動の促進 | 79 | 盛岡市障がい者スポーツ大会の充実と参加促進 【重点】 |
| | 80 | スポーツ活動の推進 |
| | 81 | 盛岡市障がい者芸術文化祭の充実と参加促進 【重点】 |
| | 82 | 芸術文化活動の推進 |

3 地域活動の推進

障がいのある人が地域の一員として安心して生活するためには、市民理解と、障がい特性に応じた配慮がなされる必要があります。

地域活動においては、障がいのある人もない人もできる部分を生かし、できない部分を補い、共に活動することが必要であり、障がいのある人の社会参加にもつながります。

障がい者団体等との連携により、障がい者施策の周知や障がいのある人への理解を図ることで、市民が障がいについての関心を高め、障がいのある人が地域活動に参加しやすくなるよう取組を進めます。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|---------|----|----------------------------|
| 地域活動の推進 | 83 | 障がいのある人の地域活動への参加の促進 |
| | 84 | 障がい特性や障がい者施策の周知による理解と配慮の拡大 |

施策の成果・管理指標

【評価指標】

| 項目 | 前計画 | | 本計画 |
|--|---------|--------|-----|
| | 実績(H25) | 現状(R5) | |
| スポーツや趣味の活動を「している」と答えた人の割合 【障がい者アンケート】 | 22.6% | 23.1% | 30% |

VIII 障がい福祉サービスの充実

現状と課題

市では、障がいのある人及び障がいのある子どもが主体的に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、居宅介護をはじめ各種障がい福祉サービス費の給付や提供体制の整備を行ってきました。

訪問系サービスは全体的に利用者が増加しており、引き続き安定したサービスの提供が求められています。

居住系サービスである共同生活援助（グループホーム）の利用者も大幅に増加しており、退院後や施設入所からの移行先としても要望が多いことから、個別の要望に応じた受入事業所の拡大が求められています。

日中活動系サービスについては、生活介護の利用者数の推移が横ばいですが、重症心身障がい者等、医療的ケアが必要な障がい者を受け入れができる事業所が限られていることから、受入事業所の拡大が求められており、より支援度が高い人たちのためのサービスについて、さらに充実を図る必要があります。

また、日中活動系のサービスの中でも、就労系のサービスについて、就労継続支援B型の利用者数は増加傾向にある一方、就労継続支援A型は横ばいです。これはA型事業所の閉鎖等が要因と考えられますが、自立に向けた就労の場として、希望に応じて主体的な選択ができるよう、安定したサービスの提供が求められています。

障がい児支援サービスについては、児童発達支援と放課後等デイサービスは事業所数、利用定員数、利用者数がともに伸びており、引き続き安定したサービスの提供が求められています。

また、障がい福祉サービスに関する苦情については、各福祉施設にも窓口が設けられているほか、岩手県社会福祉協議会内の岩手県福祉サービス運営適正化委員会が相談・調査、あっせんを行なっています。市においては、事業所の指導を行い、苦情等の解決に取り組んでいます。

(障害福祉サービスの利用実績及び事業所数は、P17～19に掲載しています。)

【課題】

- 利用者ニーズの的確な把握とサービスの安定供給に向けた対策の検討
- 重症心身障がい者へのサービス提供体制の充実

【障がい福祉サービスの種類】

| | サービス名 | サービス内容 |
|-----------|---------------------|---|
| 計画・相談 | 計画相談支援 障害児相談支援 | 支給決定時のサービス等利用計画の作成と、支給決定後の見直し |
| | 自立生活援助 | 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した人に対し、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により行われる生活上の助言や医療機関との連絡調整 |
| | 就労定着支援 | 就労移行支援等を利用して一般就労した人が、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている場合に、相談を通じ企業などと連絡調整を行う継続した就労の支援 |
| 訪問系サービス | 居宅介護 (ホームヘルプ) | 入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービス |
| | 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する、常に介護が必要な人への総合的な支援 |
| | 行動援護 | 知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な人への、外出時の移動支援や行動の際に生じる危険回避の援護 |
| | 重度障害者等 包括支援 | 常に介護を必要とする人で介護の必要性が著しく高い人へ、訪問系サービスや生活介護、短期入所等を組み合わせて、包括的に提供する障がい福祉サービス |
| | 同行援護 | 視覚障がい者に対する移動時及びそれに伴う外出先における代筆・代読等の援護 |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 常に介護を必要とする人へ、主に日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供 |
| | 療養介護 | 病院などの施設で、主に日中に行う機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助 |
| | 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 自立した日常生活や社会活動ができるよう、一定期間の支援計画に基づく身体機能や生活能力向上のための訓練 |
| | 就労移行支援 | 就労を希望する人に対する、一定期間の支援計画に基づく就労に必要な知識や能力の向上のための職場実習などの訓練 |
| | 就労継続支援 (A型・B型) | 一般企業で雇用されることが困難な人への働く場所の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練 |
| | 就労選択支援 | 障がいのある本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援(令和7年10月1日施行予定) |
| 居住系サービス | 短期入所 (ショートステイ) | 自宅で介護を行う人が病気の場合などに、障がいのある人が短期間施設に入所して行われる入浴、排せつ、食事の介護 |
| | 共同生活援助 (グループホーム) | 地域の共同生活の場において行われる、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助(「介護サービス包括型」、「外部サービス利用型」、「日中サービス支援型」の3形態) |
| | 施設入所 | 介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している人に対する居住の場の提供と夜間ににおける日常生活上の支援 |
| 障がい児通所支援 | 児童発達支援 (居宅訪問型) | 未就学の障がい児に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練。 居宅訪問型は外出が困難な重症心身障害児などを対象とし、居宅を訪問して行う発達支援 |
| | 放課後等 デイサービス | 学校通学中の障がい児に対する、自立した日常生活を営むために必要な訓練や地域との交流機会及び余暇の提供 |
| | 保育所等訪問 支援 | 保育所、幼稚園、小学校などに児童指導員などが訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し行う、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援 |

施策・取組

1 障がい福祉サービスの充実

共同生活援助（グループホーム）と短期入所の充実については、事業者へ施設整備補助について情報提供を行います。

療養介護や生活介護の実施については、重症心身障がい者等医療的ケアの必要な障がいのある人の受入事業所を拡大し、サービスの充実を図ります。

訪問系サービスについては、障がい特性に応じたサービスの提供ができるよう居宅介護や同行援護などのサービスの質の向上に努めるとともに、訪問入浴などの地域生活支援事業については、障がいのある人のニーズの把握に取り組みます。

日中活動系サービスについては、生活介護や就労継続支援などの障がい福祉サービス、日中一時支援事業などの地域生活支援事業についての適正な提供を引き続き推進するとともに、令和7年10月からは、障がいのある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」という新たなサービスが創設されるため、円滑な運用ができるよう取り組みます。

補装具⁴²や日常生活用具⁴³給付など福祉用具の給付については、利用者の生活の向上が図られるよう適正な支給を実施します。

地域移行支援⁴⁴・地域定着支援⁴⁵については、関係機関と連携し、障がいのある人の地域生活への移行を支援します。

また、重層的支援体制整備事業を通じ、民生委員やボランティア、NPO等情報交換を行い、地域と支援機関、行政が協働して障がいのある人を引き続き支援します。

42 身体の部分的欠損または身体の機能の損傷を補い、日常生活や職業生活を容易にするために必要な用具。

43 障がい者の日常生活がより円滑に行われるための用具。介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、排泄管理支援用具など。

44 障がい者支援施設や病院等に入所又は入院している障がい者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行うサービス。

45 居宅において単身で生活している障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービス。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|----------------------------|----|----------------|
| 日常生活を支えるサービス利用の推進 | 85 | 訪問系サービス提供の推進 |
| | 86 | 日中活動系サービス提供の推進 |
| | 87 | 居住系サービス提供の推進 |
| | 88 | 補装具給付の推進 |
| | 89 | 地域移行・地域定着支援の推進 |
| 地域生活支援事業 ⁴⁶ の充実 | 90 | 相談支援事業 |
| | 91 | コミュニケーション支援事業 |
| | 92 | 移動支援事業 |
| | 93 | 地域活動支援センター事業 |
| | 94 | 訪問入浴サービス |
| | 95 | 日中一時支援事業 |
| | 96 | 日常生活用具の給付 |

2 障がい児施策の充実

障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援が行われ、障がいのある子どもやその家族に対して、乳幼児期から教育機関を卒業するまでのライフステージに沿って、教育・福祉・医療等の関係機関が連携し、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を進め、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を引き続き推進します。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|-----------|-----|------------|
| 障がい児支援の充実 | 97 | 児童発達支援 |
| | 98 | 放課後等デイサービス |
| | 99 | 保育所等訪問支援 |
| | 100 | 肢体不自由児通所医療 |
| | 101 | 障がい児相談支援 |

⁴⁶ 市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することが可能な障がい福祉サービス。本市はNo90～96の事業を行っている。

3 苦情解決への対応

福祉サービス利用の際に利用者から苦情があった場合は、関係機関と連携しながら問題解決に当たるとともに、利用者の権利を擁護するために、相談体制の充実に努めます。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|----------|-----|-----------|
| 苦情解決への対応 | 102 | 苦情相談体制の充実 |

施策の成果・管理指標

- ◎ 障がい福祉サービスについては、盛岡市障がい福祉実施計画において、サービスごとに実績評価を行います。

IX ひとにやさしいまちづくりの推進

現状と課題

市は、障がいのある人もない人も暮らしやすいまちづくりを推進するため、施設や道路のバリアフリー、ユニバーサルデザイン、心のバリアフリー、情報のバリアフリーなど、ハード・ソフトの両面から取り組んでおり、公共施設を新築・改築する際にはバリアフリーに配慮しています。

障がい者アンケートでは、外出時に困ることは「特にない」と回答した人の割合は、令和5年度は32.6%と平成29年度の29.6%から増加しました。また、外出する際に困ることとしては、「タクシー等の経費」、「道路や建物の段差が多い」、「外出先でのコミュニケーションがとりにくい」という回答が多くなっています (P63 Q15)。

これらのことから、障がいの有無によらず、全ての人が暮らしやすいまちづくりを目指す考え方が少しずつ普及しているものの十分とは言えず、公共施設をはじめ、民間事業者においても、ユニバーサルデザインの商品開発やバリアフリーが拡大するよう、引き続き誰もが暮らしやすいまちづくりに向け、多角的な取組が必要と言えます。

国は、読書バリアフリー法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を、県は、手話言語条例を制定するなど、障がいのある人が障がい特性に応じた様々な手段で情報を入手できるよう、情報のバリアフリーを積極的に進めています。市は、情報や読書のバリアフリーに関する情報提供や意識啓発を促すとともに、スマートフォン等のICT⁴⁷を活用したコミュニケーション支援などを推進する必要があります。

また、県の手話言語条例制定に伴い、今後、県が実施する事業について注視するとともに、市の役割についても検証していく必要があります。

建物や情報のバリアフリーについては、近年の自然災害が頻発している状況から、避難所においても施設のバリアフリーの状況を確認し、障がいのある人への情報提供、コミュニケーションについて検討をすることが課題と言えます。

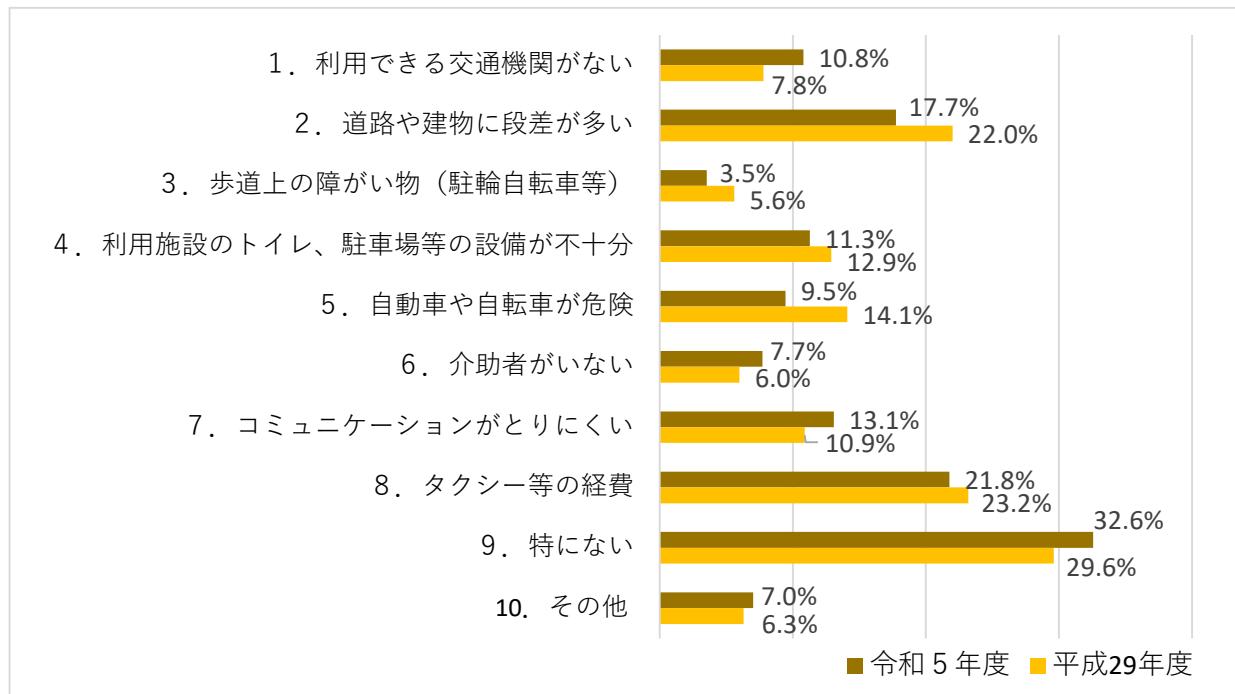
障がいのある人が安心して暮らせるひとにやさしいまちづくりには、日常生活の様々な場面において、地域の様々な主体による障がいのある人への支援や配慮が必要であることから、ボランティアや地域貢献についての意識啓発を図る必要があります。

47 Information and Communication Technology の略で情報通信技術のこと。

【指標実績】前計画（平成27年度～令和6年度）の振り返り

| 項目 | 実績(H25) | 実績(H29) | 実績(R5) | 目標(R6) | 評価 |
|---|---------|---------|--------|--------|-----|
| 外出の際に困ることで「特にない」と答えた人の割合 【障がい者アンケート】 | 27.2% | 29.6% | 32.6% | 40% | 未達成 |

Q15 外出の際困ることは何ですか。（3つ以内）【障がい者アンケート】



【課題】

- 公共施設・道路のバリアフリーの推進
- 障がい特性に応じた情報提供の推進
- コミュニケーション支援の推進
- 手話を含む意思疎通支援についての検証
- ボランティアや地域貢献の推進

施策・取組

1 施設等のバリアフリーの推進

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、県のひとにやさしいまちづくり条例などの関連法令との整合を図りながら、ひとにやさしいまちづくりを推進します。

生活基盤のバリアフリーの推進については、障がいのある人が安心して外出できるよう建物の入口や歩道の段差解消、公共施設においては障がい者用のトイレや駐車場の設置など、新築や改築の機会をとらえて実施します。

また、道路のバリアフリー、点字ブロックの設置を推進するとともに、歩行者空間の確保について民間事業者などに啓発していきます。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|---------------|-----|----------------------|
| 施設等のバリアフリーの推進 | 103 | ユニバーサルデザインの促進・意識啓発 |
| | 104 | 交通機関・道路のバリアフリーの推進 |
| | 105 | 公共施設・公共空間等のバリアフリーの実施 |

2 情報・読書のバリアフリーの推進

必要な情報を円滑に取得・利用できるよう情報のバリアフリーを推進します。

市公式ホームページの音声読み上げ機能など、誰にでも分かりやすく情報提供するためのウェブアクセシビリティ⁴⁸の向上、点字・声の広報による情報提供、手話通訳者の派遣や育成、ＩＣＴの進展に伴う新しい技術や機器等の利活用などを引き続き推進していくとともに、様々な意思疎通手段を検証しつつ、利用者や市民に対し、情報のバリアフリーの普及啓発を進めます。

また、読書バリアフリー法や関連事業についての周知を行うとともに、大活字本や録音・点字・電子図書などのアクセシブルな図書⁴⁹の利活用についての情報収集と情報発信により、誰もが活字文化の恩恵を受けられるよう取り組みます。【新規】

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|-----------------|-----|-----------------------------|
| 情報・読書のバリアフリーの推進 | 106 | 情報バリアフリーの普及啓発 |
| | 107 | 点字・声の広報、市公式ホームページによる広報活動の推進 |
| | 108 | 手話等意思疎通支援の充実と検証 |
| | 109 | ＩＣＴ機器を活用したコミュニケーション支援 |
| | 110 | 読書バリアフリーに関する周知 【新規】 |

48 利用者の障がいなどの有無やその度合い、年齢や利用環境にかかわらず、あらゆる人々がウェブサイトで提供されている情報やサービスを利用できること、またその到達度を意味する。

49 視覚障がい、発達障がい、その他障がいのある人が、内容を容易に認識することができ、利用しやすい書籍のこと。点字図書、拡大図書、音訳図書などがある。

3 多様な主体による支援の推進

障がいのある人が住み慣れた地域で、社会参加をしながら安心して生活していくためには、
公的福祉サービスはもとより、ボランティア、NPO⁵⁰、近隣住民や町内会、民生・児童委員、
社会福祉協議会、民間企業など多様な主体による、見守り、買物、除雪、スポーツ大会など
のイベント等、様々な場面での支援が必要です。また、障がいのある人も地域社会で共に支
える仲間として、地域活動や日常生活などにおける手助け、ボランティアやピアサポート⁵¹な
ど、できることに応じて役割を担っていくことが、共に支え合い安心して生活できる地域社
会の実現につながります。

多様な主体が、それぞれできることをできる場面で行う機運の醸成のためにも、社会福祉
協議会と協力しながら、ボランティア意識の啓発やボランティア募集、ボランティアの協力
によるスポーツ大会の運営など市民の関心と理解を深める取組を実施します。

また、市民の障がい者支援の活動を推進するため、手話や要約筆記等の講習会を実施し、
人材育成に取り組みます。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|---------------|-----|--------------------------|
| 多様な主体による支援の推進 | 111 | 小・中学生や市民のボランティア意識の啓発 |
| | 112 | NPO、ボランティア団体の活動についての情報提供 |
| | 113 | ボランティアの協力によるイベントの実施 |
| | 114 | 手話奉仕員養成講座の実施 |

施策の成果・管理指標

| 項目 | 前計画 | | 本計画 |
|---|---------|--------|---------|
| | 実績(H25) | 現状(R5) | 目標(R11) |
| 外出の際に困ることで「特にない」と答えた人の割合 【障がい者アンケート】 | 27.2% | 32.6% | 40% |

50 Non Profit Organization の略。民間非営利組織。政府、自治体や企業とは独立した存在として、市民、民間の支援の下で社会的な公益活動を非営利で行う民間団体。

51 同じ立場にある、同じ課題に直面している仲間としての支えあい。障がい領域のピアサポートとは障がいのある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして、仲間として支えること。

× 暮らしの安全・安心の確保

現状と課題

東日本大震災や令和6年8月の本市における大雨被害等を教訓として、災害発生時に障がいのある人が安全に避難し、安心して避難所を利用できるよう、日頃の備えや地域における防災への取組を推進する必要があります。

市では、災害発生時の避難に支援を要する障がいのある人などを対象に、避難行動要支援者名簿⁵²を作成しており、本人の同意を得た人については避難行動要支援者情報提供同意者名簿により、年1回、消防や警察等の避難支援等関係者に情報提供しています。障がい者アンケートでは、この登録制度を「知らなかったが登録したい」との回答が31.2%であったことからも、なお一層の制度周知により登録につなげることが重要です（P67 Q16）。

また、災害時に備えて国は、障がいのある人など避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進しており、市も医療的ケア児の個別避難計画をもとにした避難訓練を支援したところです。

障がい者アンケートでは、「避難所での生活に不安感じる」が46.8%であり（P67 Q17）、障がいのある人や関係者からは、障がいのある人や家族、手話通訳者などの支援者が参加する防災訓練の実施が望まれており、実施に向けて関係機関との調整を行う必要があります。

一般の避難所では生活が困難な高齢の人や障がいのある人を受け入れる福祉避難所については、災害の規模や被災状況により柔軟な対応ができるよう、確保拡大が課題と言えます。

消費者問題は、違法で強引な訪問販売や特殊詐欺、金銭管理問題を発端とした多重債務など多様化しており、周知啓発など被害を未然に防ぐ取組を継続するとともに、事案発生時の速やかな対応ができるよう、関係機関と連携して支援する必要があります。

障がいのある人の高齢化や重度化を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて居住支援のための機能を持つ地域生活拠点等を整備し、地域全体で支えるサービス提供体制を構築していく必要があります。

52 災害対策基本法により作成が義務付けられており、高齢者や障がい者等の配慮を要する人のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自らが避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人の名簿。

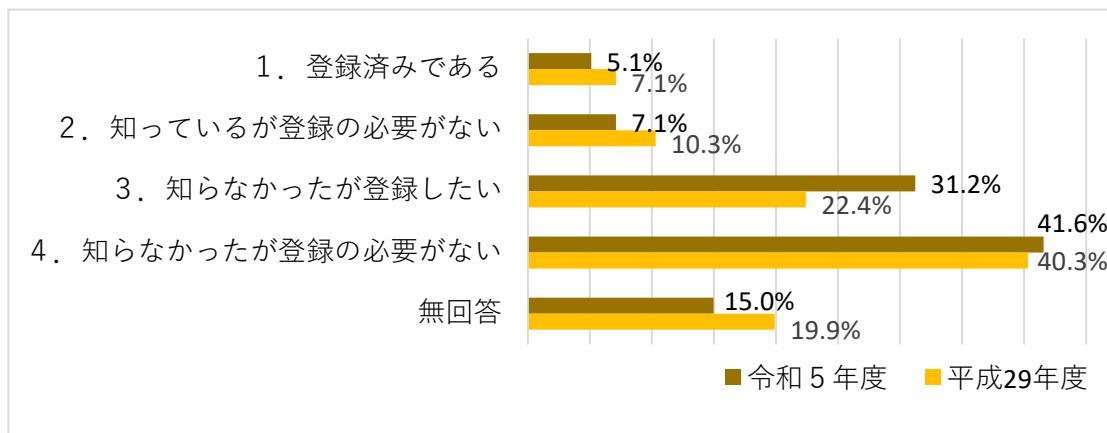
【指標実績】前計画（平成27年度～令和6年度）の振り返り

| 項目 | 実績(H25) | 実績(H29) | 実績(R5) | 目標(R6) | 評価 |
|-----------------------------|---------|---------|---------------|--------|-----|
| 障がい者施設における福祉避難所の数 【事業実績】 | 7箇所 | 8箇所 | 9箇所 (23箇所) | 15箇所 | 未達成 |

※ 障がい者施設において福祉避難所の協定を締結しているところの数。R5の（ ）内の数字は介護保険施設（高齢者施設）において障がいのある人の受入れも可としている施設を含めた数。

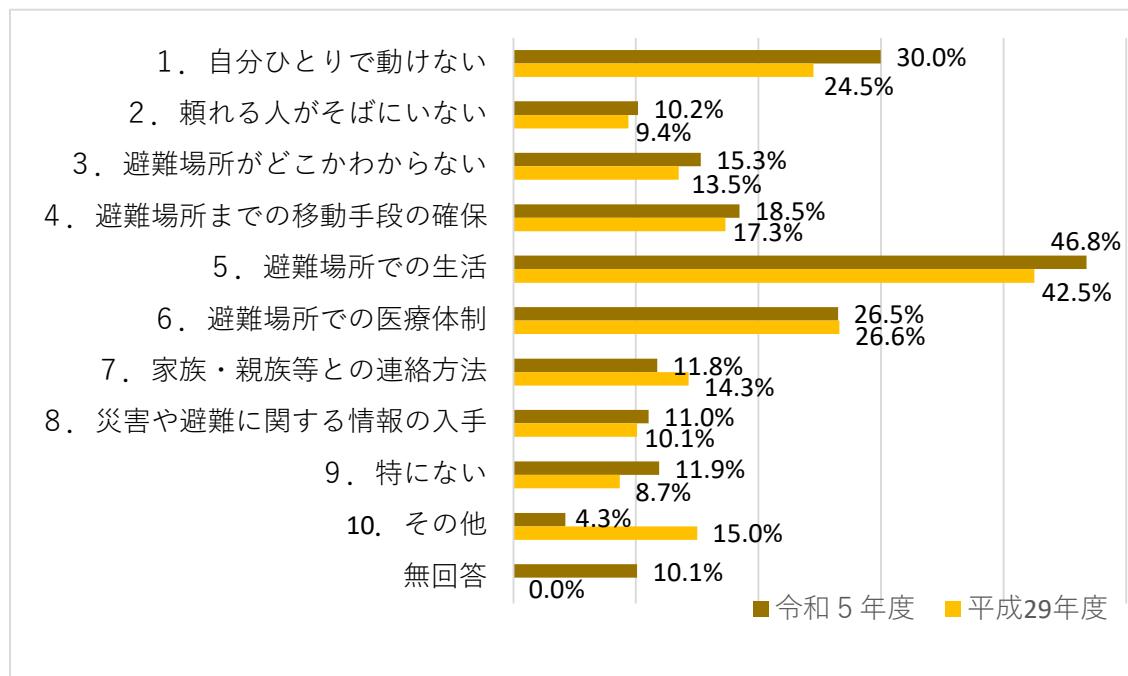
Q16 市では災害時に家族等の支援が困難で第三者の支援が必要と想定される方の申請に基づき「災害時要援護者名簿」への登録を行っています。この支援事業を知っていますか。

[障がい者アンケート]



Q17 緊急に避難するとき、あなたが不安に感じることは何ですか。（3つ以内）

[障がい者アンケート]



【課題】

- 避難行動要支援者情報提供同意者名簿の周知と登録の普及
- 医療的ケア児等の個別避難計画の作成支援
- 障がいのある人や支援者が参加する防災訓練の実施
- 障がいのある人が避難できる福祉避難所の確保
- 消費者トラブルや犯罪被害の予防と支援
- 地域生活支援拠点等の整備

施策・取組

1 災害時の支援体制の充実

避難行動要支援者名簿については、制度を知らず登録していないケースもあることから、一層の制度の周知に取り組みます。また、障がいのある人やその家族、手話通訳者などの支援者からは、防災訓練への参加や避難所の見学などの要望があることから、関係機関と連携し実施に向けて取り組む【新規】とともに、引き続き福祉避難所の確保に努めます。

今後は、県、社会福祉協議会等と連携し、災害対応の手引きなどにより平常時から災害に備えるよう周知するとともに、避難所における障がいのある人に対応した環境整備や福祉ニーズの効果的な把握の仕方について検討を進めていきます。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|---------------|-----|--------------------------------|
| 災害発生時の支援体制の充実 | 115 | 避難行動要支援者名簿登録制度の周知と支援体制の整備 |
| | 116 | 医療的ケア児等の個別避難計画の作成支援 |
| | 117 | 障がいのある人や支援者の防災訓練への参加支援 【新規】 |
| | 118 | 障がい特性に対応した福祉避難所の確保 |
| | 119 | 災害発生時サービス利用体制の構築 |

2 消費者被害の防止と救済

複雑多様化する消費者トラブルを未然に防ぐよう、障がいのある人や相談支援事業者等の関係者で情報を常に共有し、対応実績を積み重ねるとともに、トラブル発生時にクーリングオフ等速やかに対応できるよう関係機関と連携を図ります。

盛岡市消費生活センターからの最新情報の共有により、トラブルの予防を推進します。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|-------------|-----|-----------------------------------|
| 消費者被害の防止と救済 | 120 | 障がいのある人や相談支援事業者等との消費生活問題についての情報共有 |
| | 121 | 迅速な対応のできる支援体制の強化 |

3 地域における居住・生活の支援

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、緊急時の受入れや一人暮らしの体験の機会・場の提供、地域の体制づくりなどを行う地域生活支援拠点の整備を進めていきます。支援体制の構築に当たっては、地域における事業所が役割を分担し、これらの事業所の連携により、地域全体で障がいのある人の生活を支える仕組みづくりに取り組みます【新規】。

| 取組項目 | No | 取組内容 |
|----------------|-----|----------------------------|
| 地域における居住・生活の支援 | 122 | 地域生活支援拠点事業の事業所登録制度の検討 【新規】 |
| | 123 | 障がいのある人の地域生活支援拠点の整備 |

施策の成果・管理指標

| 項目 | 前計画 | | 本計画 |
|-------------------|---------|--------|---------|
| | 実績(H25) | 現状(R5) | 目標(R11) |
| 障がい者施設における福祉避難所の数 | 7箇所 | 9箇所 | 11箇所 |

資 料 編

1 取組内容一覧

| | 施策 | No | 取組内容 | 取組方法 | 障がい福祉課と主に連携する課等 | |
|-----------------------------|-----------------|----|---------------------------------|---|------------------------|----|
| I 障がいのある人への差別解消及び権利擁護の促進 | 差別解消の促進 | 1 | 市民や地域、企業等における障がいへの理解促進 | 商工団体や町内会等と連携し、制度の理解・定着についての説明会の実施 | 経済企画課、市民協働推進課 | 重点 |
| | | 2 | 障がいなどを示すシンボルマークの周知 | ヘルプマーク等の周知・普及推進 | | |
| | | 3 | 障害者差別解消法の周知及び理解の促進 | 市広報や出前講座、説明会を利用した制度の周知と理解の促進 | 広聴広報課 | |
| | | 4 | 盛岡市職員対応ガイドラインの周知徹底 | 盛岡市職員対応ガイドラインの周知徹底による障がいのある人への差別解消の推進 | 職員課 | |
| | | 5 | 市の率先した合理的配慮への取組 | 庁内における合理的配慮の推進 | 全課 | |
| | | 6 | 市の相談体制の強化 | 障がい者福祉司や保健師等による相談体制の強化 | | |
| | 障がいの権利擁護のある人の促進 | 7 | 成年後見制度の周知啓発の促進 | 日常生活自立支援事業との役割を整理。親族・関係者等への成年後見制度の説明会の開催による理解・利用の促進 | 長寿社会課 | |
| | | 8 | 市民・法人後見人育成の支援 | 不足している後見人を養成するための市民後見人講座の開催 | 長寿社会課 | |
| | | 9 | 障がいのある人への虐待防止に関する事業の推進 | 盛岡市障がい者虐待防止相談窓口による適切な対応の実施 | | |
| | | 10 | 高齢・児童・DVなど関係機関との連携強化 | 関係部署及び機関との連携による体制の充実 | 長寿社会課、子育てあんしん課、子ども青少年課 | |
| II 相談支援体制の拡充 | 相談支援体制の拡充 | 11 | 相談窓口の充実 | 一般相談の支援体制の拡充及び相談支援事業者との連携強化 | | |
| | | 12 | 相談支援事業所の利用促進 | 相談支援事業所の利用について、利用者やサービス提供事業者への働きかけの実施 | | |
| | | 13 | 基幹相談支援センターの機能強化 | 基幹相談支援センターの支援体制の拡充 | | |
| | | 14 | 相談支援専門員・事業者相互のネットワーク形成支援 | 相談支援専門員、事業者間の情報交換や連携を促進 | | 重点 |
| | | 15 | 相談支援専門員の育成や資質向上のための支援 | 相談支援専門員、事業者に対する最新情報の提供 | | 重点 |
| III 障がい者理解の推進 | 周理解啓発推による | 16 | 広報や市公式ホームページ等の媒体を利用した啓発 | 市公式ホームページ、広報もりおか等の活用 | 広聴広報課 | |
| | | 17 | パンフレットの作成、配布 | 障がいや障がい者差別解消など障がい施策に関する理解・普及パンフレットの作成、配布 | | |
| | | 18 | スポーツ、芸術文化、販売会等を通じての障がいのある人の活動発信 | 障がい者スポーツ大会、障がい者芸術文化祭、生産活動の成果物の販売等を通じての障がい者理解の促進 | 文化国際課 | |

| | 施策 | No | 取組内容 | 取組方法 | 障がい福祉課と主に連携する課等 | |
|------------------|------------|----|------------------------------|---|----------------------------|--|
| III 障がい者理解の推進 | 福祉教育の推進 | 19 | 集団保育による交流推進 | 集団保育による障がい児の保育の充実 | 子育てあんしん課 | |
| | | 20 | 児童生徒を対象とした障がい者理解の推進 | 社会科、総合的な学習の時間等での福祉施設、特別支援学校等との交流 | 学校教育課 | |
| | | 21 | 高齢者を対象とした障がい者理解の推進 | 盛岡ゆうゆう大学での障がい福祉等に関する講座の充実 | 長寿社会課 | |
| | | 22 | 生涯学習による障がい者理解の推進 | 障がい者理解や障がい福祉に関する生涯学習講座の開催 | 生涯学習課（公民館含む） | |
| | | 23 | 障がい者疑似体験等の実施 | 学校・企業等における障がい者疑似体験による障がい理解の促進・社協事業との共催等検討 | 盛岡市社会福祉協議会 | |
| | | 24 | 障がい福祉に関する出前講座の実施 | 障がい者や障がい福祉について、講座形式による周知の実施 | 中央公民館 | |
| | | 25 | 中途失聴・難聴者、初心者向けの手話講座の開催 | 手話初級講座等の開催 | | |
| IV 保健・医療の充実 | 疾病の予防と早期発見 | 26 | 健康診査・健康診断と診断後の支援体制の充実 | 乳幼児健康診査などによる障がいの早期発見と相談支援及び受入体制の充実 | 母子健康課、住民福祉課、子育てあんしん課、学校教育課 | |
| | | 27 | 保健指導の推進 | 飲酒や喫煙による胎児への影響などについて、パンフレットの配布、ポスター掲示等による健康意識の啓発 | 健康増進課、母子健康課、住民福祉課 | |
| | | 28 | 感染症予防の推進 | 結核や各種感染症に対する予防意識の普及啓発と予防接種の推進 | 指導予防課 | |
| | | 29 | 健康相談・指導の実施 | 地区活動センター等で、生活習慣病予防や健康づくりに関する個別相談、指導の実施 | 健康増進課、住民福祉課 | |
| | 精神保健施策の推進 | 30 | 精神障がい者に対する理解の促進 | こころの健康づくり講演会・研修会の実施 | 健康増進課、住民福祉課 | |
| | | 31 | 精神保健に関するボランティアの育成と活動支援 | 心のサポーター養成研修の実施、精神保健ボランティアの育成及び活動支援等 | 健康増進課、住民福祉課 | |
| | | 32 | 精神保健福祉相談（保健師等による電話・面接・訪問）の実施 | 心の健康に関する相談や健康教育の実施と訪問指導等による支援の実施 | 健康増進課、住民福祉課 | |
| | | 33 | 精神科医による面接相談・助言等の実施 | 精神科に通院していない人を対象とした精神科医による相談・助言等を毎月実施 | 健康増進課 | |
| | | 34 | 社会復帰及び自立と社会参加への支援の充実 | 家族のための精神保健講座の開催、精神科病院の退院患者等の支援会議への参加（措置入院患者に対しては支援会議の開催と退院後支援計画の作成） | 健康増進課 | |
| | | 35 | 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進に係る取組 | 健康増進課 | |
| | 難病対策の推進 | 36 | 在宅療養の支援及び情報提供・相談支援の実施 | 難病患者やその家族を対象に、医師による講演会や予約制個別相談を開催 | 健康増進課 | |
| | | 37 | 居宅生活支援による自立と社会参加の促進 | ケア会議の出席、災害時の個別避難計画の立案・検討 | 健康増進課 | |
| | | 38 | 要支援患者への保健・医療・福祉の総合的なサービスの提供 | 在宅難病患者支援事業連絡会研修会の実施、盛岡圏域難病対策地域協議会における情報交換等 | 健康増進課 | |

| | 施策 | No | 取組内容 | 取組方法 | 障がい福祉課と主に連携する課等 | |
|-----------------------------------|--------------|----|---------------------------------------|--|--------------------------------|----|
| IV 保健・医療の充実 高齢化のへある人の対応 | 医療的ケア児・者への対応 | 39 | 保健・医療・福祉・教育等の連携による支援の推進 | 保健・医療・福祉・教育等の連携による医療的ケアを必要とする人の生活の質の向上 | 保健福祉部、こども未来部、教育委員会等の各課 | |
| | | 40 | 盛岡広域圏医療的ケア連絡協議会、医療的ケア児支援庁内連携会議による情報共有 | 会議の開催による情報共有 | 子育てあんしん課、母子健康課、こども家庭センター、学校教育課 | |
| | | 41 | 個別ケース検討会議の開催 | 医療的ケア児支援庁内連携会議における個別ケース検討会議の開催 | 子育てあんしん課、母子健康課、こども家庭センター、学校教育課 | 新規 |
| | | 42 | 医療的ケア児等コーディネーター配置事業の強化 | 医療職の医療的ケア児等コーディネーター配置 | | 重点 |
| | 障がい化のへある人の対応 | 43 | 介護福祉・高齢者福祉をはじめとする関係機関との連携強化 | 介護福祉・高齢者福祉をはじめとする関係機関との連携、情報共有 | 介護保険課、長寿社会課 | |
| | | 44 | 高齢障がい者や家族に対する情報提供 | 高齢の障がい者や家族に対する相談窓口等の情報提供 | | |
| | | 45 | 障がい福祉事業所に対する共生型サービスについての周知 | 障がい福祉事業所に対する共生型サービスについての周知 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| V 療育・教育の充実 教育の充実 | 療育の充実 | 46 | 親子通園事業の充実 | 障がい理解と親子のかかわり方の技術的指導、相談・助言の継続的な実施 | | |
| | | 47 | ペアレントトレーニング等の充実 | ペアレントトレーニングやふれあいペアレントプログラムの実施による保護者支援 | 教育研究所 | |
| | | 48 | 子ども発達相談支援事業の拡充 | 支援相談員の増員 | | 重点 |
| | | 49 | 障がい児個別支援ファイルの活用 | 一貫した支援を可能にする個別支援ファイルの活用 | 母子健康課、子育てあんしん課、子ども家庭センター、学校教育課 | |
| | | 50 | 障がい児保育・障がい児教育の理解の促進 | 保育所・幼稚園の障がい児受入れ体制の充実 | 子育てあんしん課、学校教育課 | |
| | | 51 | 関係機関の連携による相談・支援体制の充実 | 相談・支援体制の構築と相談窓口の周知 | 母子健康課、子育てあんしん課、子ども家庭センター、学校教育課 | |
| | 教育の充実 | 52 | 教育相談等資料の活用 | 教育相談や特別支援学級等の参観等資料の活用による相談機関への情報提供の実施 | 学校教育課 | |
| | | 53 | 教育相談の充実 | 教育相談や学校教育の理解の場の設定及び教育期のニーズに応える学びの場の設置に係る保護者との合意形成の推進 | 学校教育課 | |
| | | 54 | 「就学支援シート」の作成・活用 | 就学後の生活や学習の円滑化を図るための「就学支援シート」の作成と活用 | 学校教育課 | |
| | | 55 | 相談・支援体制の充実 | 特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育体制の充実、特別支援教育チームによる巡回相談等の各校支援 | 学校教育課 | |
| | | 56 | 地域資源を活用した指導・支援の充実 | 福祉・医療等との連携による教員研修の実施や訪問支援、及び特別支援教育推進による児童・生徒への指導・支援の充実 | 学校教育課 | |
| | | 57 | 進路・就労支援の充実 | 福祉・労働等の関係機関との連携による小学校、中学校、高等学校等の各校の進路担当の進路・就労支援の充実 | 学校教育課 | |
| | | 58 | 盛岡市障がい児教育推進協議会の充実 | 盛岡市障がい児教育推進協議会の実践交流や研修等による特別支援教育についての理解・啓発の推進 | 学校教育課 | |
| | | 59 | 交流及び共同学習の推進 | 「交流籍」を活用した特別支援学校生と在籍居住地小中学校生との交流及び共同学習の推進 | 学校教育課 | |
| | | 60 | スクールアシスタント・看護師の配置による支援 | スクールアシスタントや看護師の配置により、特別な教育的支援や医療的支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援 | 学校教育課 | |

| | 施策 | No | 取組内容 | 取組方法 | 障がい福祉課と 主に連携する課等 | |
|---------------------------------------|-----------------------|----|--------------------------------------|---|-----------------------|----|
| VI 就労・ 経済的 自立への 支援の 充実 | 就労への 支援 | 61 | 盛岡広域圏障害者自立支援協議会就労支援分科会との連携 | 就労系サービスの利用状況や、地域課題の情報交換による就労支援の充実 | 盛岡広域障害者就業・生活支援センター | |
| | | 62 | 障がい者雇用に関する啓発と就業相談の充実 | 公共職業安定所等との連携による障がい者雇用に関する啓発と就業相談の実施 | 盛岡公共職業安定所 | |
| | | 63 | 就業定着への支援 | ジョブコーチの積極活用による就労定着支援の実施 | 岩手障害者職業センター | |
| | | 64 | 自営業者等に対する支援 | 技術習得等の情報提供の実施 | | |
| | | 65 | 福祉的就労事業所への支援 | 障がい者福祉施設の整備促進や地域生活支援センターⅢ型事業者への福祉サービス移行支援の実施 | | |
| | | 66 | 販売会等の実施による工賃アップに向けた支援 | 市庁舎内の福祉事業所販売訓練事業「ふれあい広場」の実施のほか、イベント等での販売会や実態に応じた支援の検討 | | 重点 |
| | | 67 | 農福連携の検討 | 県社会福祉協議会との連携による農福連携の支援 | 農政課 | |
| | | 68 | 障がい者施設等からの物品等の優先調達の推進 | 障がい者施設からの物品等の調達の推進 | 全課 | |
| | 経済 充実 支援の 支援 | 69 | 障害年金制度の周知徹底 | 障害年金制度の周知と理解の推進 | 医療助成年金課、日本年金機構盛岡年金事務所 | |
| | | 70 | 特別障害者手当等の制度の周知徹底 | 手帳交付時における各種手当の制度説明の徹底 | | |
| | | 71 | 重度心身障がい者医療費助成制度、中度身体障がい者医療費助成制度の周知徹底 | 手帳交付時における各種医療費助成の制度説明の徹底、医療助成担当課等との連携の推進 | 医療助成年金課 | |
| VII 社会参加・ 交流の促進 | 社会参加のための支援 | 72 | 身体障害者補助犬の給付 | 身体障害者補助犬の給付 | | |
| | | 73 | 手話通訳者・要約筆記者の派遣による聴覚障がい者のコミュニケーション支援 | 手話通訳者・要約筆記奉仕員による聴覚障がい者のコミュニケーション支援 | | |
| | | 74 | 障がいのある人の生活訓練のための講座の開催 | 障がい者の生活訓練のための講座の開催 | | |
| | | 75 | 重度障がい者等への移動支援のためのタクシー・ガソリン券助成 | 重度障がい者等への移動支援のためのタクシー・ガソリン券助成 | | |
| | | 76 | 重度身体障がい者の移動支援のための送迎サービスの実施 | 重度身体障がい者の移動支援のための送迎サービスの実施 | | |
| | | 77 | 身体障がい者に対する自動車運転免許の取得、自動車改造費の一部助成 | 身体障がい者に対する自動車運転免許の取得、自動車改造費の一部助成 | | |
| | | 78 | 公共交通機関における障がい者割引制度等の周知 | J R等公共交通機関における障がい者割引制度等の周知 | | |
| | スポーツ・文化活動の促進 | 79 | 盛岡市障がい者スポーツ大会の充実と参加促進 | 種目や運営方法の検討、参加者とボランティアの拡充 | 盛岡市社会福祉協議会 | 重点 |
| | | 80 | スポーツ活動の推進 | 障がい者団体との連携強化によるスポーツを「支える」環境づくりの創出 | スポーツ推進課 | |
| | | 81 | 盛岡市障がい者芸術文化祭の充実と参加促進 | 出展団体・出展者、来場者の拡大 | 文化国際課 | 重点 |
| | | 82 | 芸術文化活動の推進 | 作品等の発表の機会の確保 | 文化国際課 | |

| | 施策 | No | 取組内容 | 取組方法 | 障がい福祉課と主に連携する課等 | |
|------------------------------------|----------------------|--|---|--------------------------------------|-----------------|--|
| VII 交流会 促進参加 ・ 地域活動の推進 | 83 | 障がいのある人の地域活動への参加の促進 | 社会福祉協議会や地区福祉推進会、町内会等との連携による参加しやすい地域活動の推進 | 地域福祉課 盛岡市社会福祉協議会 | | |
| | | 84 | 障がい特性や障がい福祉施策の周知による理解と配慮の拡大 | 講座、講習等機会をとらえた周知による障がい者理解と配慮の拡大 | 中央公民館 | |
| VIII 障がい福祉サービスの充実 | 85 86 87 88 | 訪問系サービス提供の推進 日中活動系サービス提供の推進 居住系サービス提供の推進 補装具給付の推進 | ホームヘルプ、行動援護等サービスの推進 就労継続支援事業所、生活介護事業所等の通所サービスの推進 グループホーム、短期入所等サービスの充実 制度の有効活用の推進 | | | |
| | | 89 | 地域移行・地域定着支援の推進 | 施設入所者や精神科入院患者の地域移行・在宅生活の定着の推進 | | |
| | | 90 | 相談支援事業 | 相談支援事業の充実 | | |
| | | 91 | コミュニケーション支援事業 | 手話通訳等意思疎通支援の充実 | | |
| | 92 93 94 95 | 移動支援事業 地域活動支援センター事業 訪問入浴サービス 日中一時支援事業 | 移動支援事業利用の推進 地域生活支援事業の充実 訪問入浴サービス利用の推進 日中一時支援事業の利用の推進 | | | |
| | | 96 | 日常生活用具の給付 | 日常生活用具の給付周知と品目の充実 | | |
| | | 97 | 児童発達支援 | 児童発達支援センターによる支援の充実 | | |
| | | 98 | 放課後等デイサービス | 放課後等デイサービスの充実 | | |
| 障がい児施策の充実 | 99 100 101 | 保育所等訪問支援 肢体不自由児通所医療 障がい児相談支援 | 障がい児発達支援センター等による訪問指導支援の充実 医療の提供を要する障がい児への支援の充実 相談支援事業者の充実 | | | |
| | | 102 | 苦情相談体制の充実 | 関係機関との連携による、苦情相談に対する適切かつ迅速な問題解決体制の充実 | | |

| | 施策 | No | 取組内容 | 取組方法 | 障がい福祉課と主に連携する課等 | |
|-----------------------|-----------------------|-----|-----------------------------------|--|-------------------|----|
| IX ひとにやさしいまちづくりの推進 | 施設等のバリアフリーの推進 | 103 | ユニバーサルデザインの促進・意識啓発 | 商業・サービス業事業者を対象としたユニバーサル化的状況調査及び事例紹介などによる意識啓発 | 経済企画課 | |
| | | 104 | 交通機関・道路のバリアフリーの推進 | 駅やバスターミナル等におけるバリアフリー化の推進 | 交通政策課・道路管理課、道路建設課 | |
| | | 105 | 公共施設・公共空間等のバリアフリーの実施 | 公的施設や公園等への車椅子用トイレの設置や段差の解消等の推進 | 公共施設所管課 | |
| | 情報・読書のバリアフリーの推進 | 106 | 情報バリアフリーの普及啓発 | 声の広報の発行、音声出力対応ホームページの作成 | 広聴広報課 | |
| | | 107 | 点字・声の広報、市公式ホームページによる広報活動の推進 | 点字・声の広報、市公式ホームページによる広報活動の推進 | 広聴広報課 | |
| | | 108 | 手話等意思疎通支援の充実と検証 | 手話通訳者等による意思疎通支援と市の役割の検証 | | |
| | ICT機器を活用したコミュニケーション支援 | 109 | I C T機器を活用したコミュニケーション支援 | 市公式ホームページの音声読み上げや携帯端末機器への対応 | 広聴広報課 | |
| | | 110 | 読書バリアフリーに関する周知 | 読書バリアフリーをテーマとした企画展示や周知の実施 | 市立図書館、都南図書館、渋民図書館 | 新規 |
| | 多様な主体による支援の推進 | 111 | 小・中学生や市民のボランティア意識の啓発 | 障がいのある人との交流の場や障がい福祉についての講座の実施 | 盛岡市社会福祉協議会 | |
| | | 112 | N P O、ボランティア団体の活動についての情報提供 | N P O、ボランティア団体の活動についての情報提供 | 盛岡市社会福祉協議会 | |
| | | 113 | ボランティアの協力によるイベントの実施 | 盛岡市障がい者スポーツ大会など、ボランティアの協力によるイベントの実施 | 盛岡市社会福祉協議会 | |
| | | 114 | 手話奉仕員養成講座の実施 | 手話奉仕員養成講座の実施 | | |
| X 暮らしの安全・安心の確保 | 災害時の支援体制の充実 | 115 | 避難行動要支援者名簿登録制度の周知と支援体制の整備 | 避難行動要支援者名簿への登録に係る、制度の理解を含めた周知の実施 | 地域福祉課 | |
| | | 116 | 医療的ケア児等の個別避難計画の作成支援 | 医療的ケア児等の個別避難計画の作成支援 | | |
| | | 117 | 障がいのある人や支援者の防災訓練への参加支援 | 障がいのある人や支援者の防災訓練への参加等に係る関係機関との調整や情報提供 | 危機管理防災課 | 新規 |
| | | 118 | 障がい特性に対応した福祉避難所の確保 | 障がい特性によって選べる福祉避難所の確保 | 地域福祉課 | |
| | | 119 | 災害発生時サービス利用体制の構築 | 災害発生時でも提供可能な福祉サービス提供体制の整備 | | |
| | 消費者と被害者の被救済 | 120 | 障がいのある人や相談支援事業者等との消費生活問題についての情報共有 | 盛岡市消費生活センターからの情報収集と啓発 | 盛岡市消費生活センター | |
| | | 121 | 迅速な対応のできる支援体制の強化 | 関係機関との連携ネットワークによる支援 | 盛岡市消費生活センター | |
| | 住地・域生に活おける支援居 | 122 | 地域生活支援拠点事業の事業所登録制度の検討 | 地域生活支援拠点事業の事業所登録制度の実施に向けた検討 | | 新規 |
| | | 123 | 障がいのある人の地域生活支援拠点の整備 | 地域の実情に合った地域生活拠点整備の推進 | | |

2 計画策定の経過

【アンケートの実施】

(令和6年2月)

1 障がい者や障がい福祉に関する市民アンケート

調査目的 障がい者基本計画の策定や障がい福祉に関する取組の基礎資料とするため
調査対象 13歳以上の市民1,000人
回答数 489人 (回答率48.9%)

2 障がい者の暮らしについてのアンケート

調査目的 障がい者基本計画の策定や障がい福祉に関する取組の基礎資料とするため
調査対象 障がい者手帳所持者等障がいのある人2,162人
回答数 1,268人 (回答率58.6%)

【障がい者関係団体との懇談会】

(令和6年7月～8月)

懇談した団体

- ・盛岡市身体障害者協議会
- ・盛岡市手をつなぐ育成会
- ・岩手県重症心身障害児（者）を守る会
- ・盛岡市精神保健福祉連絡会
- ・岩手県難病・疾病団体連絡協議会
- ・岩手県自閉症協会
- ・盛岡市視覚障害者福祉協会
- ・岩手県視覚障害者友好協議会
- ・岩手盲ろう者友の会
- ・岩手県聴覚障害者協会盛岡支部
- ・岩手手話通訳問題研究会 県北班
- ・認定NPO法人 a c c o m m o n
- ・岩手発達障がい親の会くぶくぶ 13団体

【審議会等からの意見聴取】

- 1 盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会（令和6年5月、10月、令和7年2月）
- 2 盛岡市自立支援協議会（令和6年7月、11月、令和7年2月）
- 3 盛岡市議会全員協議会（令和6年11月）

【パブリックコメントの実施】

(令和6年12月～令和7年1月)

盛岡市障がい者基本計画

令和7年度～令和11年度

発行 盛岡市 令和7年3月

編集 盛岡市保健福祉部障がい福祉課

盛岡市内丸12-2

TEL 019-651-4111（代表）

ホームページ <https://www.city.morioka.iwate.jp>
